

令和5年（2023年）11月15日（水曜日）

第 4 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会会議録

第4号

令和5年（2023年）11月15日（水曜日）

梶谷大志君

松浦宗信君

村田憲俊君

出席委員

委員長

三好雅君

副委員長

平出陽子君

今津寛史君

武市尚子君

角田一君

水間健太君

寺島信寿君

木葉淳君

小泉真志君

鈴木一磨君

淵上綾子君

滝口直人君

林祐作君

村田光成君

太田憲之君

久保秋雄太君

佐藤禎洋君

清水拓也君

笠井龍司君

中川浩利君

白川祥二君

中野渡志穂君

真下紀子君

赤根広介君

出席説明員

知事 鈴木直道君

副知事 浦本元人君

同 土屋俊亮君

同 濱坂真一君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 山本倫彦君

総務部職員監 谷内浩史君

総務部危機管理監 古岡昇君

財産担当局長 清水章弘君

財政局長 木村敏康君

財政課長 松林直邦君

総合政策部長 三橋剛君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口伸生君

総合政策部
地域振興監 菅原裕之君

総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

官民連携推進局長 所健一郎君

地域創生局長 大野哲弘君

企業連携担当局長 阿部正幸君

科学技術振興
担当局長 吉田健二君

【決算特別委員会 11月15日 第4号】

環境生活部長 加納孝之君
 環境生活部
 アイヌ政策監 相田俊一君
 自然環境局長 竹本広幸君
 くらし安全局長 佐藤圭子君
 文化局長 塚田みゆき君
 アイヌ政策推進局長 高橋奉己君

保健福祉部長 道場満君
 保健福祉部
 感染症対策監 佐賀井祐一君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監 野澤めぐみ君
 地域医療推進局長 古川秀明君
 感染症対策局長 山谷智彦君
 福祉局長 板垣臣昭君
 感染症対策局次長 黒須成弘君
 障がい者支援
 担当局長 石橋隆一君

経済部長 中島俊明君
 経済部観光振興監 榎信彦君
 経済部食産業振興監 仲野克彦君
 経済部
 ゼロカーボン推進監 今井太志君
 経済部次長
 兼経済企画局長 佐藤秀行君
 観光局長 近藤広秋君
 地域経済局長 磯部政志君
 産業振興局長
 兼スタートアップ
 推進室長 伊藤雅実君
 資源エネルギー局長
 兼風力担当局長 西岡孝一郎君
 経済企画局次長 石丸幸夫君
 次世代半導体
 戦略室長 青山大介君
 産業人材担当局長 岡本拓司君

農政部長 水戸部裕君
 農政部
 食の安全推進監 野崎直人君
 生産振興局長 牧野充君

水産林務部長 山口修司君
 水産基盤整備
 担当局長 藤田瑞代君

建設部長 白石俊哉君
 建設部建築企画監 細谷俊人君

会計管理者
 兼出納局長 森隆司君

公営企業管理者 天沼宇雄君
 企業局長 辻井宏文君

病院事業管理者 鈴木信寛君
 道立病院部長 岡本收司君

教育庁
 教育部長 北村英則君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局 上田哲史君

人事委員会
 事務局 佐藤則子君

警察本部長 尾辻英一君

労働委員会
 事務局 田辺きよみ君

代表監査委員 深瀬 聡 君

同

斉藤 晃 俊 君

監査委員事務局長 佐藤 隆 久 君

同

中川 典 彦 君

同

吉本 麻 美 君

収用委員会
事務局長 表谷 吉 恭 君

同

中澤 正 和 君

同

大西 健 君

同

井端 卓 君

議会事務局職員出席者

同

青柳 和 彦 君

議事課参事 富永 誠 君

同

福井 宏 次 君

議事課主幹 加藤 隆 行 君

同

甲斐 友 規 君

同 三上 健 治 君

同

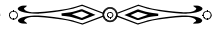
馬場 貴 史 君

議事課主査 藤田 知 樹 君

同

杉崎 正 君

同 澤田 真 一 君



午前10時1分開議

○三好雅委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔藤田主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

今津 寛 史 委員

真下 紀 子 委員

であります。

○三好雅委員長 それでは、報告第1号ないし第6号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○三好雅委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長清水拓也君。

○清水拓也第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月10日から、第1分科会各部所管に関わる令和4年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な質疑が行われ、11月14日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、配付してあります報告書により御承知願いたいと思います。

なお、知事の地域訪問等、委託契約、江差高等看護学院、北海道立総合研究機構などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○三好雅委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長久保秋雄太君。

○久保秋雄太第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました審査議案の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月10日から、第2分科会各部所管に関わる令和4年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な質疑が行われ、11月14日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、配付してあります報告書により御承知願いたいと思います。

なお、外国人材、新型コロナウイルス対策関連事業、ゼロゼロ融資、観光政策などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○三好雅委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午後2時5分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、今津委員、太田委員、武市委員の総括質疑保留事項は、滝口(直)委員が一括して質疑を行うこと、小泉委員のシグマスタッフによる委託料過請求事案について、鈴木(一)委員の契約事務処理の対応等については、淵上委員の委託契約については、淵上委員の性的マイノ

リティーに関する諸課題については、同委員の人権施策については、中川委員の企業版ふるさと納税等については、同委員の個人版ふるさと納税等については組み入れること、なお、小泉委員、梶谷委員、中川委員、鈴木(一)委員の総括質疑保留事項は、淵上委員が一括して質疑を行うこと、また、淵上委員の新型コロナウイルス感染症に関する諸課題については取り下げること、白川委員の総括質疑保留事項は、赤根委員が一括して質疑を行うこと、赤根委員の新型コロナウイルス感染症対策と保健福祉政策について、スポーツ政策について、交通物流政策については取り下げること、真下委員の道産木材の活用等について、鳥獣被害対策等については取り下げることとして、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○三好雅委員長 これより、令和4年度企業会計決算に関わる本委員会審査並びに各分科会における所管部審査において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 それでは、太田委員、今津委員、武市委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺ってまいります。

初めに、知事の地域訪問等についてであります。

各部審査では、知事のこれまでの地域訪問に関し、その実績などを伺いましたが、新型コロナウイルス感染症対策が課題となっていた昨年度も頻繁に実施していた「なおみちカフェ」の成果については、地域の魅力や先進的な取組についてSNSや情報誌などで広く情報発信してきたとのことであり、その内容を庁内で共有し、道の施策や取組への反映につながった旨の答弁でした。

地域の取組などを情報発信すること自体は意義のあることと考えますが、政策課題に関する成果という意味では、あまりにも一般的、抽象的な答弁であり、物足りなさを感じます。個別の地域課題はもとより、道政全般にわたる様々な課題などについて、地域の市町村長などと直接対話ができるスクラムトークに関しても、昨年度は実施しておらず、今年度開催されたスクラムトークについては、全て地域おこし協力隊の方々と交えたものとなっており、テーマ設定に偏りがあると考えます。

知事は、地域に出向き、道民の方々や市町村長の方々と幅広く意見交換できる知事の地域訪問を、道政上の様々な政策課題をテーマとして実施し、今後の道政推進にしっかりと結びつけていく仕組みとする必要があると考えます。

知事は、地域訪問の必要性や意義についてどのような認識を持っており、今後、地域訪問をどのように実施していく考えなのか、伺います。

○三好雅委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 地域訪問についてではありますが、地域の様々な課題や特色ある取組について、私自身が、直接、地域に赴いてお話を伺い、道の施策につなげるとともに、地域の魅力を発信してい

くことは、本道の地域創生を推進していく上で大変重要と認識をしております。

そのため、これまでも、スクラムトークや「なのおみちカフェ」などの取組を通じ、各地域の課題や魅力についてお話を伺い、提案のあった意見等の道の施策への反映に努めるとともに、SNSや動画など多様な媒体を活用して、訪問先の魅力や特色ある活動などを広く発信してきたところでございます。

私といたしましては、今後とも、市町村長や地域の皆様から、地域の課題やニーズについて丁寧にお伺いし、道政に生かすため、特にスクラムトークの実施に当たっては、地域の意向も踏まえながら、その時々優先的に議論すべき道政上の課題をテーマとして選定し、可能な限り時間を確保した上で幅広く意見交換を行うほか、道の幹部も積極的に地域を訪問するなど、頂いた御意見の道の施策への反映に向けた取組を一層強化しながら、個性と活力あふれる地域の創生に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 これまで、地域訪問は、道が主催し、テーマを決定して行ってきたところでありますが、地域の意向を踏まえながらテーマを選定していくとの御答弁がありました。

地域の声に応じて地域訪問を行うことで、様々な地域の課題を道政に反映することができますので、仕組みづくりを進め、地域の訪問を実施していただくことを求めています。

次に、外国人材に関し、まず、外国人材からの実情聴取についてであります。

各部審査では、知事もメンバーとなっている、技能実習制度等に関する有識者会議における議論などについて質疑を行いました。

従来の技能実習制度で受け入れている実習生は、地域経済の貴重な担い手となっており、新しい制度ではさらに多くの方々に北海道で働いていただきたいと考えるわけですが、今回の有識者会議での議論や道の提案などを見ると、ややもすれば我が国の受け入れ側の要望や都合に重点を置いて議論されている印象を受けます。

実際に本道で働く外国人の方がどのように感じ、何を望んでいるかを有識者会議のメンバーである知事が直接伺い、議論に反映させていくことも重要と考え、各部審査では、外国人材活躍促進事業で実施した交流座談会等への知事の出席状況について伺いましたが、残念ながら、知事は参加していないとのことでした。

深刻化する人手不足を緩和する上で、効果が期待できる新たな外国人材受入れ制度の議論に当たっては、知事が、直接、外国から来られた実習生の方々などの声を伺う必要があったのではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 技能実習生等の方々の意見の把握についてであります。制度の見直しに向け、実習生や企業の実情や意見などを踏まえ、国の有識者会議で議論が進められていくことは重要であり、このため、道では、合同企業面談会や交流座談会のほか、監理団体に対する道独自の調査や実習生等に対するヒアリングなどを通じて伺った要望や意見などを有識者会議の場においてお伝えをするとともに、私から実習生の実情を直接聞き取る必要性について提案し、会議事務局主催による道内の実習生へのヒアリングが実現したところでございます。

今回の制度改正に当たり、私自身が直接、実習生の声をお聞きする機会はなかったところではありますが、新たな制度が、地域の実情を踏まえ、実習生と受入れ企業の双方にとってよりよいものとなるよう、今後、私がお話をお聞きすることも含め、様々な機会を通じて実習生等の声を伺うなどし、今後の取組の改善につなげてまいります。

○滝口直人委員 次に、新たな外国人受入れ制度についてであります。

少子・高齢化が避けられない状況となる中、生産年齢人口は今後も大きく減少すると予測されており、外国人材は、今後、経済を支える貴重な存在となっていきますが、こうした状況は我が国に限られた現象ではありません。経済成長が著しい我が国周辺の国々の間では、外国人材確保が共通の課題となっています。今後、外国人材をめぐる国際的な獲得競争が一層厳しいものになり、本道もそうした中でしっかりと外国人材を確保していく必要があると考えます。

新制度に関する有識者会議では、今後も、最終報告書取りまとめに向けて議論が続くようですが、こうした厳しい国際環境の中で、多くの外国人材の方々に、日本で、特に人手不足が深刻な道内各地で働いていただけるためにどのような制度が必要か、外国人材の方々の視点を十分に踏まえた制度議論が必要と考えます。

知事は、今後、新たな外国人材受入れ制度の検討に向け、どのように対応していく考えなのか、伺います。

○鈴木知事 技能実習制度の見直しなどについてであります。国の有識者会議における最終報告書たたき台では、外国人の方々に日本が選ばれるよう、日本語教育や技能の向上など、外国人がキャリアアップしつつ活躍できる仕組みや、人権保護の観点から一定の要件の下での転籍を認めることなどが示されたところであり、これに加え、私といたしましては、人手不足が深刻な地方の人材確保に向けた対策などの必要性についても発信してきたところでございます。

今後、国において最終報告書に基づく必要な検討が進められるものと承知をしており、今後とも、必要に応じて、国に対し、本道の実情などを伝えていくとともに、新たな制度の下で、北海道が外国人労働者の方々に選ばれるよう、道内企業と外国人材の双方にとってよりよい就労環境の整備に努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、介護人材の確保についてであります。

各部審査では、介護人材の確保に向けた取組の中で、今回明らかとなった委託事業におけるシグマスタッフ社による過請求事案への対応などについて伺い、長期間にわたり意図的に多額の過大請求が行われていたものであり、今後、返還を求めるなど必要な対応を行うとともに、規定に基づく必要な措置を厳正に行う旨の答弁がありました。

今年8月には、コロナウイルス感染症に関する委託事業に関して、電通北海道と再委託先のエグゼ社による過請求が確認されたばかりですが、今回も、介護人材の確保のための委託事業の中で、書類を改ざんし、長期間にわたって過請求を続け、マニュアルまで作成していたという悪質な事案が発生したことは極めて問題であり、法的手段も含め、毅然たる態度で臨むべきであります。

また、公募型プロポーザル方式で実施されてきた今回の事業では、応募は毎年、1事業所ないし2事業所にとどまっており、競争性の確保の観点から、契約方法自体の見直しも検討する必要があると考えます。

知事は、今回の過大請求事案についてどのように受け止めており、今後の再発防止に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事 過請求事案への対応についてであります。このたびの事案は、道民の皆様の信頼を大きく失墜させる悪質な行為と受け止めており、道として、シグマ社に対し、委託料の返還を求めることはもとより、一定期間、契約の相手方としないなど、必要な措置を厳正に行うほか、今年度の委託契約についても、現在派遣中の方々のフォローアップ業務を除き、年内で終了させる予定であり、告発等の必要性については早急に関係機関と協議してまいります。

また、競争性を確保しつつ受託者の業務履行能力を適切に把握できるよう、次年度に向けて、契約方法の見直しや、より多くの事業者が参加しやすいよう、分かりやすい仕様書の検討を進めるとともに、再発防止に向けては、受託者への牽制機能をより働かせることが重要と考えており、公的業務の基本的なルールや留意事項を周知するほか、道として、必要に応じ、委託契約中の関係書類の徴取や、抜き打ちも含めた現地調査を実施することに加え、現地調査の際には公的書類を活用した確認を行うなど、全庁においてこうした取組を徹底し、このような事案が繰り返されることのないよう、委託業務の適正な執行に万全を期してまいります。

○滝口直人委員 ただいま、告発等の必要性については早急に関係機関と協議すること、契約方法の見直しをすることなどの御答弁がありました。

告発等の法的な手段については毅然とした態度で臨むべきであり、今後このような事案が二度と発生することがないように、しっかりとした業務執行に当たられるよう指摘しておきます。

次に、事業承継についてであります。

各部審査では、道が昨年改定した新たな北海道小規模企業振興方策で基本的な施策の柱として位置づけた事業承継円滑化の取組について伺いましたが、道内の中小・小規模企業の事業承継をめぐる状況に大きな変化は生じておらず、依然として休廃業や解散が多く、最近では、円安による輸出品や原材料価格の上昇に加え、ゼロゼロ融資の返済が本格化することなどから、企業が経営を断念せざるを得ないケースが今後増えるとの見通しを民間の信用調査機関が明らかにしています。

こうした企業の中には、黒字経営でありながら、後継者の確保がままならず、廃業せざるを得ないケースもあると聞きます。このような企業が地域から姿を消すことは、地域の経済や雇用のみならず、地域社会の活力維持の観点からも見過ごすことのできない課題であると考えます。

知事は、先端技術を活用したスタートアップ企業の創出に力を注いでおり、そのこと自体は評価しますが、一方で、後継者難などから事業承継や経営改善が進まず、経営を断念する企業が非常に多いという現実にも目を向け、こうした企業の事業承継等の取組を積極的に支援していくことが重要と考えます。

知事は、道内中小・小規模企業の事業承継等を今後どのように支援していく考えなのか、見解を伺います。

○鈴木知事 中小・小規模事業者の皆様への支援についてであります。エネルギーや原材料価格の高騰が長期化し、中小・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境が大変厳しい状況となつている中、後継者の不在などにより事業者の休廃業が増加すれば、地域の雇用やサプライチェーンの維持にも影響が及ぶことから、事業承継の推進は地域経済を維持する上でも喫緊の課題と考えております。

このため、道としては、関係機関と緊密に連携しながら、移住者など第三者による事業承継の好事例を積極的にPRし、事業承継に対する関心を高めることなどにより、後継者不在企業と後継人材とのマッチングを推進するほか、道内6圏域の支援拠点を生かし、地域企業への事業承継診断の利用を働きかけるとともに、借入金の返済負担の軽減に向けた借換え融資促進などの金融支援、専門家派遣や伴走型の経営相談を通じた経営基盤の強化などに取り組み、様々な課題を抱え、厳しい環境に置かれている中小・小規模事業者の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、事業承継や経営改善に向けたきめ細かい支援に一層努めるなど、私自身、危機感を持ってしっかりと取組を進めてまいります。

○滝口直人委員 知事が危機感を持ってしっかりと取組を進めるとのことですので、中小・小規模事業者の事業承継や経営改善に向けたさらなる支援をお願いしたいと思っております。

次に、スポーツ振興についてであります。

各部審査では、冬季スポーツの競技力向上に向けたジュニアアスリート育成の事業や、札幌市が目指す2030年冬季オリンピック・パラリンピックの誘致に向けた道の対応などについて伺い、今後も、ジュニア期からの戦略的強化やスポーツ医・科学に基づいたサポートを行うなど、どさんこ選手が世界で活躍できるよう取り組む旨の答弁がありました。

また、道では、昨年12月に積極的な機運醸成活動が休止されるまで、札幌市と連携して招致に向けた取組を進めてきたとのことですが、現在、2030年札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致は中止となり、2034年についても、11月末のIOC理事会で30年大会と同時に開催が決定される見込みとなっており、札幌開催は困難な状況にあると承知しています。

知事は、先日、札幌市長との面談において、一度立ち止まって、オリンピック・パラリンピックの意義や効果を踏まえて、招致の在り方について議論する必要があるとの考えを示したと伺っております。

これまで、札幌市と共に、2030年のオリンピック・パラリンピック招致に取り組んできた道として、招致の意義や現状への認識と、今後、本道のスポーツ振興に向け、どのように対応していくのか、知事に伺います。

○鈴木知事 スポーツ振興についてであります。道では、オリンピック・パラリンピックの開催が、スポーツ振興はもとより、地域活性化や観光振興、さらには共生社会の実現にもつながる

ものと考え、2030オリンピック・パラリンピックのプロモーション委員会に私自身も副会長として参画し、道内の自治体と共に札幌市の招致活動に連携協力してきたところであります。

札幌市は、11月末のIOC理事会の決定事項を踏まえ、改めて関係者と協議を行いたいとしており、道としては、まずは札幌市の考えを伺い、今後の対応について協議してまいります。

本道で生まれ育った選手が国際的な大会で活躍する姿は、私たち道民に夢と感動を与えるとともに、次世代を担う子どもたちにとっても大きな目標、励みになるものと考えており、道としては、引き続き、競技団体等と連携協力し、ジュニア期からの戦略的な強化等を通じ、国際大会で活躍できるよう取り組むとともに、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進め、スポーツの持つ力を最大限活用し、地域の活性化につなげてまいります。

○滝口直人委員 次に、ヒグマ対策についてであります。

近年、ヒグマの目撃情報が増加し、人身事故が発生するなど、早急な対策が求められていることから、各部審査では、令和4年度の取組や今後の対応などについて伺い、SNSに加え、ラジオを活用した注意喚起を行うとともに、春期管理捕獲について市町村に目的を周知し、積極的に捕獲を促す方策を速やかに検討すること、また、次年度に向けて職員の優先的配置を検討することや、ヒグマ管理計画の充実に向けて見直しも視野に検討するなどといった答弁にとどまっています。

我が会派は、この間も議会で議論を重ねてきましたが、今年6月の朱鞠内湖畔でヒグマに襲われて釣り人が亡くなった事故に加え、先月末にも、福島町で、登山中にヒグマに襲われ、男性2名が負傷し、事故現場の付近で、ヒグマに襲われたと思われる男性の遺体が発見されており、心からお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早い実効ある対策が必要と考えます。

特に、春期管理捕獲については、年明け2月からの開始に向け、実施する市町村の取組を後押しする方策を早急に示すべきと考えます。

知事は、今週の月曜日には、東北地方の知事と共に、ヒグマ対策への支援について国に緊急要望を行ったと聞いておりますが、今後、ヒグマ対策にどのように取り組まれるのか、伺います。

○鈴木知事 ヒグマ対策についてであります。福島町大千軒岳で発生をした事故に関し、現在調査中ではありますが、お亡くなりになられた方に心から哀悼の意を表し、御遺族には心からお悔やみを申し上げます。

道では、人身被害防止に向けた取組をさらに強化することとし、ヒグマに出会わないための行動や遭遇した際の対応を道民の皆様に理解いただけるよう、シンポジウムの開催やウェブサイトの開設に加え、新たに、登山や農作業など屋外の方にも伝わるよう、ラジオを活用した注意喚起にも取り組んでまいります。

また、人身事故が多発している秋田県などに私から呼びかけ、北海道東北地方知事会として、先日、国に対し、人命への危険が差し迫っている地域の現状を伝え、熊類の指定管理鳥獣への指定や、国民への正しい知識の発信、人身事故防止に向けた出没抑制の支援などを緊急要望したところであります。

その際、伊藤環境大臣からは、被害の深刻さを踏まえて、令和5年度補正予算を計上するとともに、指定管理鳥獣への指定の速やかな検討を指示いただいたほか、ハンターへの誹謗中傷がないよう、国としてもしっかりと発信をしていくとの御発言があり、また、松野官房長官も、その日の記者会見で、環境省において生息状況の把握などの取組を開始したと述べられており、政府としてもスピード感を持って取り組んでいただいているところでございます。

道としては、先般、閣議決定された国の補正予算案におけるクマ緊急出沒対応事業について、国が示している、人の生活圏に出沒する問題個体の調査や捕獲手法の検討などの事業を、本道の実情を御理解いただき、本道で効果的に実施していただくよう積極的に働きかけてまいります。

また、道においても、AI技術により個体識別する検証事業を実施するとともに、振興局への電気柵や自動撮影カメラの配備を行うほか、実効性のある施策を推進するため、今月中にも本庁ヒグマ対策室をさらに2名増員し、兼務も含めた8名体制とすることとしており、今後も、振興局を含めた専門的職員の育成確保や、出沒状況や被害の状況などを踏まえた職員の優先配置の検討など、必要な体制の強化を進めていきます。

さらに、春期管理捕獲については、より多くの市町村に、来年2月からの春期管理捕獲に取り組んでいただけるよう、ハンターの育成や問題個体の駆除といった目的を十分周知するとともに、捕獲従事者への報奨をはじめ、各種研修や高騰する資材購入経費など市町村が行う捕獲の取組を後押しするため、第4回定例会に向けて必要な支援策を早急に取りまとめてまいります。

私としては、こうした実効ある対策にも取り組みながら、捕獲目標の設定など個体数調整の在り方やゾーニング管理導入に向けた検討など、ヒグマ管理計画の充実に向けた見直しを早急に進め、道民の皆様の安全、安心の暮らしを守るため、より一層の危機感を持ち、抜本的なヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、ヒグマの指定管理鳥獣への指定について国での検討が始まり、新たに本庁ヒグマ対策室の増員、捕獲従事者への報奨など、第4回定例会に向けて必要な支援策を取りまとめるとの答弁がありました。

知事が危機感を持ち、抜本的なヒグマ対策の強化に取り組まれることは、道民が道政に求める政策を実現することになりますので、しっかりとしたヒグマ対策をお願いしたいと思います。

次に、道産水産物の輸出拡大についてであります。

東京電力福島第一原発からの処理水の放出に対して、中国による科学的根拠に基づかない一方的な日本産水産物の輸入停止措置が取られたことに伴って、道産水産物の大部分を中国に輸出している本道の漁業関係者に大きな影響を与えています。

各部審査では、令和4年度の輸出拡大に向けた取組の実績や成果、今年度の輸出状況や今後の対応などを伺い、本年9月の中国に対する輸出額がゼロとなって大きな影響を与えており、国の支援策も活用し、中国以外への道産水産物の輸出に向け、新たな販売ルートの開拓に努める旨の答弁がありました。

輸入停止措置がいつ解除されるのか、見通しが全く立たず、長期化も想定する中、さきの定例

会で措置された予算の活用はもとより、一層の消費拡大と輸出販路の多角化が必要と考えます。

知事は、中国による輸入停止措置による現在の影響についてどのように認識しており、今後、道産水産物の輸出拡大についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事 道産水産物の輸出拡大についてであります。今般の輸入停止措置により、在庫の滞留や産地価格の下落など、漁業のみならず、流通加工業などに大きな影響が生じており、事態の長期化によってはさらなる影響の拡大も懸念されますことから、道では、全国の量販店やコンビニなどの御協力の下、「食べて応援！北海道」キャンペーンを展開するとともに、漁業者団体と連携し、緊急的に国内の消費拡大に取り組んできたところであります。

道産水産物の輸出を今後とも持続的に拡大していくためには、リスク分散の観点から、特定の地域や品目に依存しない輸出体制の構築が急務と考えており、付加価値の高い加工製品への転換に向けて、国の支援策も有効に活用しながら、道内での加工体制を強化するとともに、安定した需要が見込める米国やオーストラリアにおいて積極的なプロモーションを展開するほか、私自身、ベトナムやシンガポールでの物産展などにおいてトップセールスを行うなど、関係者の皆様が将来にわたり安心して事業を営むことができるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 次に、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策についてであります。

各部審査では、このたびの新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業継続緊急支援金や道産食品の消費拡大、観光需要の喚起拡大策などの緊急経済対策に盛り込まれた事業の実績や成果などについて伺いました。

質疑を通じて、効果的な取組や教訓とする必要のある事項なども明らかになってきましたが、こうした貴重な知見を、次のパンデミックや物価高騰といった急激な経済変動に迅速かつ効果的に対処するために有効活用する方策を検討すべきと考えます。

道では、大型の企業倒産等に伴い、雇用情勢が急激に悪化し、地域で大量の離職者が見込まれる場合、関係市町村やハローワーク、中小企業総合支援センターといった支援機関などとの連携の下、離職者等の早期再就職の促進と生活の安定を図るため、職業・生活相談や求人への要請、確保等、あらかじめ準備した支援事業で構成する緊急雇用対策プログラムを実施していると聞いています。

道は、こうした取組を参考にしつつ、昨年度までの事業実施で得られた知見を生かし、緊急経済対策に関する標準的な政策メニューを全庁的な視野で整理し、パッケージ化しておき、必要に応じ、効果的な事業実施に直ちに移れるよう準備しておく必要もあると考えます。

今後の急激な経済変動にどのように備えるのか、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 今後の緊急対策に向けた考え方についてであります。これまでの事業で得られた知見を生かすことは大変重要であると考えており、道としては、経済対策推進本部が中心となって、速やかにこれまでの経済対策で得られた成果や課題をメニューごとに分類、整理し、共有フォルダなどに蓄積するとともに、庁内関係部局で横断的に共有し、必要に応じて協議をしながら、今後、社会情勢の変化により、緊急的な対策が必要となる際には、地域の経済状況や支援ニ

ーズなどの的確な把握はもとより、こうした知見を生かし、対象の拡大や手続の簡素化を図るなど、その時々状況に応じた適切な対策を速やかに講じられるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症が、2類相当から、インフルエンザと同様、5類に変更されてから半年余りが過ぎ、最近では感染状況も落ち着きつつあります。

各部審査では、令和4年度の取組について実績や成果などを伺い、おおむね事業目的に沿った効果を上げているとのことでしたが、一部事業では、実績が予算額を大幅に下回ったり、委託事業の過大請求が行われていたこと、購入した一部の検査機器が事業目的に沿って一度も使用されていないと、会計検査院から厚生労働省に意見表示が出された事例もありました。保健所体制についても、関係機関の役割分担が明確でなく、調整に時間を要したことが課題とされました。

また、今後の新たな感染症への対応などについては、有識者会議での検証はもとより、地域で実働された方の意見や保健所等の現場の声も生かしながら協議をいただき、実効性のある感染症予防計画となるよう検討を進める旨の答弁がありました。

この3年余りの様々な取組について、その成果と課題をしっかりと検証し、新たな計画の策定に的確に反映していくことが必要と考えます。

知事は、この間の道の新型コロナウイルス感染症への対応についてどのように認識しており、今後の取組にどのように反映しようと考えているのか、伺います。

○鈴木知事 新型コロナウイルス感染症への対応等についてであります。本道では、これまで、全国に先行して感染が拡大し、その後も感染力が強いとされる変異株が出現するたびに感染の波を繰り返してきた中、限られた知見の下、3年以上の長きにわたり日々苦悩しながらも、医療関係者の方々をはじめ、道民の皆様の多大なる御理解と御協力をいただきながら、その時々に取り得る効果的な対策を講ずるなど、感染拡大防止等に全力を尽くしてきたところでありますが、現在、これら一連の取組内容を振り返り、課題等を整理するなどしながら、新たな感染症危機への備えの検討に生かしていくことが必要との認識の下、北海道感染症対策有識者会議において検証を重ねているところでございます。

こうした中、これまでの新型コロナへの対応を踏まえつつ策定する次の感染症予防計画では、新興感染症の予防や発生・蔓延時の取組として、病原体等の検査能力や、入院、発熱外来の医療体制、医療従事者の研修、訓練といった今後の備えについて、的確に盛り込んでいくことが重要と考えております。

このため、その策定に当たっては、有識者会議における検証内容をはじめ、医療機関など地域で実働された方々の御意見や保健所等の現場の声も反映できるよう、今年度新たに設置した、医療機関や関係団体で構成する北海道感染症対策連携協議会等において、広域分散型である本道の地域実情等も踏まえつつ、医療提供体制に係る目標値の設定など、専門・技術的な面も含め、協議を重ねていただいているところであります。

私としては、こうした有識者や専門家の方々の御議論や御意見を十分に生かしながら、平時に

おける備えはもとより、感染症の蔓延が見込まれる場合であっても、医療機関などの関係機関との連携の下、保健・医療提供体制の速やかな確保が図られ、道民の皆様の命と健康を守ることができるよう、実効性のある計画の策定に向け、鋭意、検討を重ね、新たな感染症危機に備えてまいります。

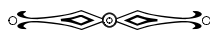
○滝口直人委員 新たな感染症危機に備えて知事の決意がございました。

新型コロナウイルス感染症対策に、万全の体制により、しっかりとした取組をお願いし、私の質問を終わります。

○三好雅委員長 以上で滝口委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩



午後2時51分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

渕上綾子君。

○渕上綾子委員 通告に従い、小泉委員、鈴木(一)委員、中川委員、梶谷委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺います。

初めに、電通北海道による過請求について各部審査でただしましたが、令和3年の決算特別委員会で、我が会派の同僚議員が、コロナ対策に係るプロポーザル方式による委託事業についてただし、道の再委託における様々な課題について既に指摘し、改善を求めています。その際にきちんと改善すれば、今回問題となっている再委託や再々委託は防げたはずではないでしょうか。道の過失責任は重大だと考えますが、所見を伺います。

○三好雅委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 業務の再委託等についてであります。道では、業務委託事務取扱要綱において、業務の全部または主要な部分を再委託する場合にはこれを認めないこととしているものの、受託者の総合的な管理や指導が及ぶ場合など一定の要件を満たした場合にのみ、これを認める取扱いとしており、また、再々委託については基本的に想定していないところでございます。

こうした中、今回の事案では、受託者の不適切な行為により、結果として、道では過請求を確認できなかったことに加え、一部業務で、道の承認なしの再委託や想定していない再々委託が行われたものでございます。

道としては、道の承諾なしに再委託や再々委託を行ったことは、契約違反に当たる不適切な行為であると認識をし、両社に対して、入札参加資格者の指名を停止するなど、所要の措置を講じたところでございます。

○渕上綾子委員 再質問するのはとても心苦しいのですが、2年前の対策は十分だったとお考えでしょうか、伺います。

○鈴木知事 業務の再委託等についてであります。道では、業務委託事務取扱要綱において、業務の全部または主要部分を再委託する場合にはこれを認めないこととしているものの、受託者の総合的な管理や指導が及ぶ場合など一定の要件を満たした場合にのみ、これを認める取扱いとしており、また、再々委託については基本的に想定をしていないというところでございます。

今回の事案では、受託者の不適切な行為により、結果として、道では過請求を確認できなかったことに加え、一部業務で、道の承認なしの再委託や想定していない再々委託が行われたものでございます。

道の承諾なしに再委託や再々委託を行ったことは、契約違反に当たる不適切な行為であると認識し、両社に対して、入札参加資格者の指名を停止するなど、所要の措置を講じたところでございます。

○淵上綾子委員 先ほどと同じ答弁で、それで十分だったとお考えかというところが判然としませんし、また、道の過失責任についても答弁がありませんでしたので、責任があるのか、ないのか、端的にお答え願います。

○鈴木知事 業務の再委託等についてであります。今回の事案では、受託者の不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったことに加えまして、一部業務で、道の承認なしの再委託や想定していない再々委託が行われたものでございます。

道としては、道の承諾なしに再委託や再々委託を行ったことは、契約違反に当たる不適切な行為であると認識をし、両社に対して、入札参加資格者の指名を停止するなどの所要の措置を講じたところでございます。

○淵上綾子委員 これについても答弁がかみ合っていないのですけれども、次の質問に移ります。

契約資格停止期間中も、電通グループ傘下の別会社や新たな別会社とは契約可能であり、停止期間終了後にまた契約可能になります。東京オリパラに関する不祥事等からも、100%持ち株である電通グループの不正への自浄作用には不安があります。

このような事業者との契約については対策を講じるべきで、契約したとしても、監視の目を強化し、再発防止のために罰則規定を強化するなど、実効性の高い抑止力が必要と考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 再発防止策についてであります。今回の事案では、勤務実績の改ざんなど不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったことに加え、一部業務で、道の承認なしの再委託があったほか、基本的に想定のない再々委託もあったものであり、受託者等の契約に関する理解不足や責任感の欠如が本事案の一因と考えているところでございます。

道としては、こうした点を踏まえ、牽制機能を働かせるほか、公的業務の基本的なルールや留意事項を受託者に周知するなど、再発防止に向けて不断に取り組を進めてまいります。

○淵上綾子委員 今の答弁では、いいように不祥事され放題になりかねません。不正リスクが高いと分かっているのなら対策を講じるべきだと思います。これについては、指摘としたいと思

ます。

次ですが、8月に電通北海道による過請求事案が発覚し、今回また、シグマスタッフ社による過請求事案が発覚しました。知事は、40人体制の下、徹底した調査を行ったが、強制力を持って調査できない、捜査機関でないので難しさというところはあると記者会見で述べています。

そうであれば、捜査機関による捜査を事案発覚時点で速やかに検討すべきだったと考えますが、いかがでしょうか。

分科会審査では、告発等の必要性について検討との答弁をされましたが、いつ結論を出すのか、改めて伺います。

○鈴木知事 シグマ社による過請求事案への対応についてであります。今回の事案は、匿名の投書が端緒となっており、委託者である道として、過請求の事実を見極めるため事実関係の精査を行い、過請求の疑いを確認できたことから、シグマ社に対し調査を指示し、その結果を基に、10月30日までの現地調査により、意図的に過請求を行ったものであることを確認したところでございます。

今般、こうした事実が確認されたことを踏まえ、告発等の必要性について早急に関係機関と協議してまいります。

○淵上綾子委員 いつまでにとお伺いしたいところなのですが、速やかに行っていただくようお願いいたします。

道は、必要に応じ、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査の実施などを行い、委託業務の適正な執行に努めると答弁されていますが、詐欺的な手法を使う悪質な事業者に、過請求分を戻すとか指名停止程度で済みますのであれば、やった者勝ちで、実際、今がそうなっているのではないのでしょうか。刑事罰などによる強力な抑止力を働かせる必要があると考えますが、内部監査等と併せ、再発防止の実効性をどのように担保するのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 再発防止についてであります。今回の事案を踏まえ、受託者への牽制機能をより働かせることが重要と考えており、必要に応じ、委託期間中の関係書類の徴取や、抜き打ちも含めた現地調査を実施することに加え、完了検査時には、改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実態の確認を行うなど、実効性の確保を図ってまいります。

○淵上綾子委員 次に、各部審査では、今回の事案は道民の皆様の信頼を大きく失墜させる悪質な行為で極めて遺憾、複数の過請求事案が判明したことを重く受け止め、再発防止に取り組むとの認識が示されましたが、知事の責任については全く言及がありませんでした。

そもそも、知事は、連続した過請求事案に関し、道に落ち度はないと考えているのか、不正を見抜けなかったことへの反省などはないのか、責任について改めて伺います。

○鈴木知事 このたびの事案に対する道の受け止めについてであります。シグマ社においては、道の委託業務の経費と偽って記録の作成や整理が行われるなどしていたため、結果として、道では現地調査時に過請求を確認することはできなかったものの、令和4年度までの道の委託事業において、このような過請求を複数の事業者が行っていたことについては重く受け止めており

ます。

○淵上綾子委員 責任があるのか、ないのか、いまいち判然としないところです。電通問題は、発注者として行うべき業務管理を怠った結果ではないのでしょうか。

監査指摘事項においても、全庁的に、毎年、不適切な契約事例も散見されます。委託事業者とのなれ合いや慣例的感覚は癒着や随契の頻発化につながるため、緊張感を持って日常監視し、契約事務も法令にのっとり適正に執行されるよう、常に襟を正すことが大切です。

このような不適切な契約事務等が繰り返されないよう、知事が先頭に立って再発防止策の強化等を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 再発防止に向けた取組についてであります。道では、これらの業務委託において、契約期間中も業務の実施状況を適宜確認するとともに、委託業務の終了後、受託者から実績報告書の証拠書類として提示された職員の勤務実績表や支払い明細書などの確認を行ったものの、証拠書類の改ざんが行われるなど、極めて不適切な行為により、結果として、業務の履行内容を十分に確認できていなかったものでございます。

道では、こうした点を踏まえ、受託者等の責任を明確にするため、10月には業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことを新たに規定するとともに、公的業務に関する基本的なルールや留意事項についてあらかじめ受託者に周知する取扱いとしたほか、今月1日には、改めて、委託業務における適正な執行の確保に関し、庁内に周知したところでございます。

また、本事案のような不適切な行為が繰り返されないよう、委託期間中においては、証拠書類の徴取に加え、必要に応じて、随時、現地調査を行うとともに、完了検査時には、源泉徴収関係書類等の改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実態の確認など、その実効性が伴うよう牽制機能を十分に働かせるなどしながら、再発防止に向け不断に取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 電通、シグマに関してそれぞれ答弁いただきましたが、一定のリスクを承知の上であえて不正を行う事業者が出てきても困るわけです。そのような気を起こさせないよう、指名停止期間や違約金など罰則の強化を含め、対策を講じていただきたいと思います。

次に、行財政対策について、分科会でも指摘しましたが、収支不足や実質公債費比率、財政調整基金残高の確保など、道財政をめぐる各種の状況や指標は、結局、改善に至っていません。

抜本的な財政健全化策というのはなく、できることを着実に積み重ねていくしかありません。金利上昇や物価高騰など、道財政を取り巻く状況が、不確定要素も含め厳しさを増す中、知事自身は、道財政の現状をどう認識し、今後の財政健全化にどう取り組むのか、伺います。

○鈴木知事 財政健全化についてであります。昨今の経済社会情勢の下、金利が上昇傾向にあるほか、人件費の増加などが見込まれることに加え、実質公債費比率も高い水準で推移する見通しにあることなどから、道財政は今後も厳しい状況が続くものと認識をしております。

このため、道としては、物価高騰など直面する課題のほか、産業づくりなど、暮らしを守り、未来を創る取組にも適切に対応しつつ、歳入歳出の精査を徹底することなどにより、収支不足の

縮小や実質公債費比率の改善、財政調整基金の確保といった財政健全化に向けた取組を引き続き計画的に進め、持続可能な財政構造の確立に取り組んでまいります。

○ 瀧上綾子委員 次に、道有財産について、分科会では、道としてのビジョンや目指す姿が見えず、抽象的な答弁にとどまりました。例えば、未利用地については、ラピダスをはじめとする半導体産業の集積や企業の誘致といった道の施策と連動し、各部連携して展開できる仕組みの構築が必要と考えますが、所見を伺います。

プレスト1・7については、時間的な制約も踏まえつつ、引き続き丁寧な対応が必要で、知事公館エリアについては、ほかの道有資産、札幌市等とも連携した広域的な視点での対応が不可欠と考えますが、所見を伺います。

ファシリティマネジメント推進方針の見直しなど、時代の変化に対応した総合的な取組が必要と考えますが、道有財産の有効活用について所見を伺います。

○ 鈴木知事 道有財産についてであります。道では、ファシリティマネジメントの円滑な推進などを図るため、関係部局により構成する道有財産等有効活用促進会議において、道有財産等の現状把握や取得、管理、処分等に係る全庁的な調整などを行っており、この会議を通じて、企業誘致などの取組との連携を含め、庁内連携による道有財産の利活用を進めてまいります。

また、プレスト1・7については、所要の手續に要する期間を考慮しつつ、道議会での御議論はもとより、様々な御意見を丁寧に伺いながら、信託財産の取扱いに関する考え方をお示ししてまいります。

知事公館・近代美術館エリアの利活用については、札幌市等との情報共有を図りながら、リニューアルを進めている赤れんが庁舎や大通公園などとの連携を十分考慮し、検討を進めてまいります。

道としては、今後とも、道有財産等有効活用促進会議や道有財産等有識者会議の積極的な活用を通じて、ファシリティマネジメント推進方針に基づく取組の確認や、方針の在り方などについて検討を行いながら、道民の貴重な財産の有効活用に向けて効果的な取組を進めてまいります。

○ 瀧上綾子委員 次に、知事の地域訪問について伺います。

コロナ禍中の昨年度、スクラムトークの実施はゼロであった一方、「なおみちカフェ」による地域訪問は月平均10回以上実施され、逆に本年度は3.6か所程度にとどまっています。

コロナが5類に移行した本年度に減少したのでは、昨年度は選挙対策の地域訪問だったのではと勘ぐられても仕方がないと考えますが、昨年度と比べ、コロナが明けた本年度に著しく地域訪問の回数が減少した理由はなぜなのか、また、現在も未訪問となっている24市町村について年度内にも訪問する考えがあるのか、併せて伺います。

○ 鈴木知事 地域訪問についてであります。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和を踏まえ、それまでコロナ禍の影響で訪問できなかった地域を積極的に訪問することとし、市町村長の皆様や地域づくりの実践者の方々から、幅広い分野にわたり、特色ある取組や課題などについてお話を伺ったところであります。

令和5年度については、その時々道の課題なども踏まえ、実施地域を選定するとともに、令和4年度と比較して、1か所当たりの滞在時間を確保した上で、できるだけ多くの地域で「なおみちカフェ」やスクラムトークを実施できるよう取り組んでまいります。

○ 淵上綾子委員 今後の進め方についてですが、相手を巻き込んで人的にも予算的にも多大な労力をかけてスクラムトークや「なおみちカフェ」を開催する以上、政策効果がそれに見合ったものとなっているのか、不断に検証し、見直していく必要があると思います。

訪問がその時々道の課題にしっかりと即したものであって、かつ、訪問の成果が道民の皆様具体的に伝わるような仕組みを構築される必要があると考えますが、意義や成果に関する認識と今後の進め方について伺います。

○ 鈴木知事 今後の取組などについてであります。私自身が地域の方々から様々な課題や取組について直接お話を伺い、道の施策につなげるとともに、地域の魅力を発信していくことは、地域創生を推進していく上で大変重要と認識しております。

そのため、これまでも、地域に赴いて様々な課題や特色ある取組についてお話を伺い、その結果を庁内で共有し、道の施策や取組につなげてきたところであります。

私としては、今後とも、市町村長や地域の皆様から地域の課題やニーズについて丁寧にお伺いし、道政に生かすため、スクラムトークや「なおみちカフェ」の実施に当たっては、可能な限り時間を確保した上で、幅広く意見交換を行い、訪問先の魅力や特色ある活動などを広く発信するとともに、頂いた御意見の道政への反映に向けた取組を一層強化しながら、個性と活力あふれる地域の創生に取り組んでまいります。

○ 淵上綾子委員 地域の課題を伺うということですので、ぜひ、パートナーシップ制度やLGBTQのことも話題に出して話を聞いていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税等についてですが、全国の18府県で導入済みとされている共通返礼品について、道として導入する考えがないのか伺いましたが、明確な答えはありませんでした。

導入に当たっては市町村との様々な調整が必要ですが、その調整機能こそが道に期待される大きな役割であり、例えば、大打撃を受けている水産業者への支援として、ホタテを共通返礼品にすれば道内市町村の合意も得られやすいのではないのでしょうか。根室市長からの提言もあったようですが、共通返礼品制度のメリットと、また、それを最大限生かすための制度導入についての考えを伺います。

○ 鈴木知事 共通返礼品についてであります。共通返礼品制度は、地域資源が豊富ではない市町村において、地域の実情を踏まえ、返礼品として共同で取り扱うことが認められたものであり、関係する全ての自治体の合意が必要となっているものであります。

本道においては、ふるさと納税の活用には意欲がある一方で、寄附の獲得に苦慮している市町村が見受けられ、道としては、地域の魅力のPRに加えて、魅力的な返礼品開発に向けての支援が重要と認識しています。

こうしたことから、道としては、今後とも、市長会や町村会とも連携の上、ふるさと納税に関

し、市町村の皆様から御意見を伺う場を早期に設ける中で、市町村に寄り添いながら、北海道における共通返礼品の在り方などについても議論してまいります。

○ 瀧上綾子委員 この秋から、寄附額に占める経費の割合を5割以内に収める新ルールが運用が始まったほか、財政審では、ふるさと納税の一般財源化に係る提案がされるなど、ふるさと納税をめぐる情勢は日々刻々と変化をしています。

問題点も多く指摘されているものの、制度としてある以上、効果的に活用するしかありませんが、知事は、今後、道及び道内市町村のふるさと納税の獲得、活用に向け、どのような役割を果たし、どう取り組んでいくのか、伺います。

○ 鈴木知事 今後の取組についてであります。ふるさと納税は、人口減少の進行により税収の減少に直面する自治体にとって貴重な財源の一つであることはもとより、地域が持つ魅力を広く発信することで、関係人口の拡大や地場製品の消費拡大といった地域経済の活性化にもつながり、地域にとって重要な制度と認識しています。

道としては、市町村からのニーズや御意見を踏まえながら、ほっかいどう応援団会議の枠組みを活用した道内外でのイベントなどを通じたPRや、寄附獲得に苦慮する市町村との勉強会の開催による返礼品の開発支援、さらには、中国の日本産水産物の禁輸措置に対するふるさと納税の活用など、その時々々の社会情勢や災害への機動的な対応といった様々な観点で取組を進め、道と市町村が連携の下、ふるさと納税の効果が全道に広がるよう必要な役割を果たしてまいります。

○ 瀧上綾子委員 次に、企業版ふるさと納税について各部審査で伺いましたが、例えば、ほっかいどう応援団会議参加企業からの寄附は、昨年度は全体の約65%と、まだまだ掘り起こしの余地がありそうな状況であるほか、民間資金の活用についても一貫した指針が見られないようでした。

例えば、複数部局にまたがって取り組むような事業に対して民間資金の獲得を目指すなどの取組も含め、より効果的かつ政策的に民間資金を獲得、活用できるよう、道として明確な指針の下に道庁一丸となって推進していくべきと考えますが、所見を伺います。

○ 鈴木知事 民間資金の活用についてであります。道では、地域が直面する様々な課題解決に向けては、地域の関係者に加え、外部の多様な主体が参画することにより、資金面も含め、官民連携をさらに促進していくことが重要と認識しています。

このため、道では、これまで、行財政運営の基本方針に基づき、民間資金やノウハウの活用による施策の推進を図ってきたほか、今年度、官民連携による取組強化の一環として、新たに官民連携推進局を設置したところでございます。

道としては、今後、官民連携推進局が中心となり、各部との連携の下、民間資金を活用した事業化を促進するとともに、市町村に加え、道への具体の支援や寄附に関するニーズを取りまとめたガイドブックを活用した積極的な企業訪問や各種イベント、セミナーの開催などを通じ、道内外でのPRをより一層強化することにより、資金支援も含めた官民連携の具体の取組を進め、地域の活性化に結びつけてまいります。

○瀧上綾子委員 次に、交通政策について、各部審査では、現下の人手不足等の状況の深刻さに比べて切迫感や具体性に乏しい答弁でありました。

今や、人材の不足は各地域における幅広い分野に及んでおり、交通部局だけでは実効性のある取組は難しく、知事のリーダーシップの下、道全体としてのビジョンを持った上で、分野横断的、かつ、めり張りをつけた対策が必要ですが、いずれにしても、運輸・物流分野における担い手の確保は待ったなしの対策が求められています。

今後、担い手の確保についてどのように取り組むのか、その決意や覚悟も含めて伺います。

○鈴木知事 運転手確保についてであります。バス事業者は、地域の暮らしや産業を支える極めて重要な役割を担っておりますが、多くの事業者が運転手不足に直面をしており、運転手の確保は地域のバス路線を確保していく上で重要な課題と認識をしております。

こうした中、道では、運転手確保に向けて、北海道バス協会などと連携した合同就職相談会の道内各地での開催や、2種免許の取得費用の助成などに取り組んできたところであり、今年度からは、新たに、効果的な採用活動の促進に向けた事業者向けセミナーの開催や、移住・観光施策とも連携させた道外でのプロモーション活動の実施、さらには、全国のバス事業者が集う就職イベントに出展するなど、取組を強化しているところでございます。

道としては、引き続き、バスやタクシーなどの交通事業者の方々のもとより、北海道運輸局や市町村などの関係者とより一層の連携の下、地域公共交通を担う運転手の確保に向けて取り組んでまいります。

○瀧上綾子委員 次に、新型コロナウイルス対策関連事業について伺います。

コロナ通知システムは実利用数等が不明であり、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業は約30%の予算執行残となり、第三者認証制度でも圏域別で取得状況に大きな差があり、認証店1万8000店強のうち、応援クーポンの取扱いは半数に満たず、プレミアムつき商品券発行支援事業も88市町村しか執行されませんでした。制度設計自体に問題があったのではないのでしょうか。

現時点でどのように総括し、今後のロードマップをどのように描いているのか、伺います。

○鈴木知事 事業検証についてであります。道では、長期にわたるコロナ禍により大きな影響を受けた中小・小規模事業者等に対し、感染防止対策を徹底しつつ、事業継続に向けて取り組んでいただけるよう、事業の形態やその時々々の感染状況に応じ、国の交付金なども活用しながら必要な支援策を講じてきたところであります。

こうした感染症危機への対応については、現在、北海道感染症対策有識者会議において政策全般にわたって検証をいただいているところであり、年内をめどにその結果を取りまとめ、今後にかかしてまいります。

○瀧上綾子委員 認証店応援クーポンのように、予算上限に限られる支援事業は、早い者勝ちの性格を有し、情報収集力や経済力、購買力のある方が恩恵を受けやすいことから、二極化に拍車がかかった懸念があります。

貨幣循環や経済回復を目途とする平時の支援事業は企業向け対策でよいのですが、コロナ禍支援の場合は、特にフリーランスなど経営基盤が弱い事業者や、ネット環境になじめない高齢者等に優先的に支援が行き届くべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 影響緩和に向けた支援についてであります。道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営環境が厳しい状況において、道では、これまで、市町村が実施する低所得の高齢者などへの給付金に対する支援や、福祉灯油事業の交付金基準の引上げのほか、中小・小規模事業者の経営や新たなサービス、製品開発への支援、振興局に設置した中小企業経営相談室による対応など、各般の施策を講じてきたところでございます。

道としては、今後も、経済対策推進本部などを通じ、地域や事業者の方々の声を丁寧に把握しながら、これまでの施策の効果や課題などを踏まえつつ対策を検討することはもとより、市町村や関係機関とも連携し、道民の皆様のご暮らしを守り、地域経済を支える様々な業種の事業者への負担が軽減されるよう、きめ細かな周知と支援に努めてまいります。

○淵上綾子委員 次に、道立高等看護学院における看護師養成について伺います。

これまでも、道内では看護師不足で、コロナ禍でさらに声が強まる中、看護師養成専門学校を設置している道への期待は高まりを見せていましたが、江差高等看護学院でのパワハラ問題は、自殺した学生の御遺族への対応のまずさから解決が長引きそうな現状です。道立の看護学院には受験希望はしたくないという声をどう払拭するのか、伺います。

また、道立の高等学校であれば、2年間続けて1桁の入学者数ならば募集停止になります。2024年度の入学者の確保に向けての知事の決意を伺います。

○鈴木知事 道立高看の運営についてであります。広域で医療資源が分散する本道においては、看護職員の地域偏在が課題となっており、道立高等看護学院の役割は重要と考えております。

道立高看においては、今般のハラスメント事案を踏まえ、専任の学院長や事務職員の副学院長を配置するなどの組織体制の見直し、人権擁護の専門家を招聘し研修を行うなど、学生から信頼される教員の育成、目安箱の設置や定期的なアンケート調査の実施、学校関係者評価会議で外部の方々から御意見を伺うなど、学生、保護者の皆様との信頼関係の構築、学院運営の適正化に取り組んでおり、積極的な高校訪問や地域活動への参加などにより、地域に開かれた安心して学ぶことのできる環境に変わったことをPRしているところでございます。

また、江差高看におけるハラスメント事案への対応については、代理人弁護士を通じて協議を行っているところであり、引き続き、丁寧かつ誠意を持って対応させていただきます。

道としては、学生の確保に向けて、安心して学べる環境の整備に一層努め、運営改善に不断に取り組み、学院が地域医療を担う看護職員の養成、確保という重要な役割を果たしてまいります。

○淵上綾子委員 組織体制の見直し、研修はもろんなのですけれども、何より、御遺族の方に誠意を持って対応する姿勢を見せることが、安心して学べる環境になったと感じていただくこと

につながると思います。実際に入学した学生がどう感じたかを把握の上、不断の運営改善に取り組んでいただきたいと思います。

次に、生活困窮者支援についてですが、近年、生活困窮に至る要因は多岐にわたり、複雑化しています。経済的な困窮、複雑な家族関係の課題や、知的障がい、精神疾患、慢性的身体疾患などに起因する困窮もあります。困窮者の多くは、社会的孤立感を深め、最悪の場合は追い詰められての自死や孤独の中での病死、寒さの厳しい冬においては凍死に至る可能性もはらんでいます。

そのために、ホームレス等の方々に対応するために一時生活支援事業があります。現在実施している7市以外に対して、道としてどのように向き合っていくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 生活に困窮されている方々への支援についてであります。一時生活支援事業は、住居を持たない方に宿泊場所等の提供を行うもので、どの地域においても一定のニーズはあり、官民が連携し、各市の実情に応じた支援がなされることが重要でありますことから、道では、事業を実施していない市に対し、民間のシェルターとの連携や市営住宅の活用といった好事例を周知するなど、取組が進むよう積極的に働きかけてまいります。

また、生活困窮者支援に当たっては、昨年度、各振興局に、行政や社会福祉協議会、NPO等の支援団体などから成るプラットフォームを設置し、官民連携の強化に努めているほか、民間団体への助成を通じた社会資源の掘り起こしに取り組んでいるところであり、今後とも、誰一人取り残さず、地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、生活に困窮されている方々への支援の一層の充実に取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 次に、物価高騰対策等について伺います。

物価やエネルギー料金の高騰は長期間続いており、今後も下がる見込みがないため、事業者は経費節減に疲労と限界感を覚え、消費者は物価上昇に見合うだけの賃金上昇が追いついていないことから、特に行政支援の対象から外れる中間層の家計への打撃が大きいとの声も聞いています。

道は、企業向け支援策を多用しますが、価格反映や賃金上昇など生活者が恩恵を受けるまで時間がかかるため、直接的な消費者支援と双方向での対策が重要と考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 物価高騰対策についてであります。道では、これまで、中小・小規模事業者への経営支援などに取り組むほか、生活者支援として、物価高騰等の影響が大きい生活困窮者や低所得の子育て世帯への給付金の支給、市町村のプレミアムつき商品券発行に対する支援や、子育て世帯の負担軽減を図るためのお米券、牛乳券の支給など、事業者の方々や道民の皆様がそれぞれ活用できるメニューを用意して、物価高騰による影響の緩和や需要の喚起などを図ってきたところでございます。

物価高騰が長期化する中、先週、経済対策推進本部を開催し、国の新たな総合経済対策における交付金の追加措置などを踏まえ、必要な対策の検討を加速するよう私から指示したところであり、道としては、今後、生活者支援と事業者支援のバランスに留意した実効性のある対策を速や

かに取りまとめ、道民の皆様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担軽減が図られるよう努めてまいります。

○淵上綾子委員 次に、節電プログラム参加促進事業について伺います。

本来の目的であるエネルギー価格高騰対策を考えれば、全契約者に行き渡る基本料金を減額すべきと指摘してきましたが、手挙げ方式にした結果、参加者は僅か6%余りとどまり、多額の執行残は、牛乳券、お米券に振り替えられました。

子育て支援は否定しません。しかし、こんなことはあまり申し上げたくないところでありませうけれども、多額の執行残は織り込み済みで、選挙前のばらまき資金とも受け取られかねないこのような制度設計について、これはいかがなものかと思いますが、所見を伺います。

○鈴木知事 節電プログラム参加促進事業についてであります。昨年、冬の本道の電力需給は、最低限必要な予備率を確保できる見通しであったものの、発電所のトラブルなどの事態に備え、無理のない範囲での節電が必要な状況にあったところでございます。

このため、道では、道民の皆様に節電の取組を促すとともに、電気料金高騰の影響緩和を図るため、低圧電力の契約者を対象に、国の節電プログラム事業で支給される2000円相当の特典と同額を道独自に上乘せすることとしたものでございます。

道としては、より多くの参加者が得られるよう様々な機会を捉えて周知に努めてきましたが、手続の手間や分かりにくさが原因で、事業者ごとの参加率に大きな差が生じ、総体として、国と同様に設定した想定参加数に至らなかったところであり、その結果については真摯に受け止め、こうしたことも踏まえ、今後の施策を推進してまいります。

○淵上綾子委員 基本料金を減額すべきという私たちの意見を聞かずに手挙げ方式にしたことにより、今回、このようなことになったわけです。今後は、議会議論をしっかり踏まえて施策を検討していただきたいと思えます。

次に、酪農支援等について伺います。

飼料や燃料費等の価格高騰、生乳増産抑制、子牛の取引価格下落等、畜産農家は営農の将来不安にさいなまれ、離農者も出ている状況にあります。国の補助事業は、執行残の不用額が柔軟に転用できない仕組みにあり、また、要綱等に準じるため、各地域が望む細かな要求に応じるには困難な場合もあります。

いまだに物価や燃油等の価格高騰への支援が不足等の現場の声も多く、道独自の支援策の拡充も含め、地域要望に即した将来にわたる酪農支援の在り方について、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 酪農経営への支援についてであります。大規模で専門的な経営が展開されている本道酪農は、生産資材の高騰や生乳の需給緩和の影響を受けやすいことから、酪農家の方々が将来にわたり安定的な経営環境を確保することが重要であります。

こうした中、国の緊急対策に加え、道では、地域の経営実態に即して、飼料価格の高騰対策や優良な乳用牛の確保に必要な経費を助成するなど、道独自の支援策を講じてきたところでございます。

こうした取組に対し、酪農家から一定の評価をいただいておりますが、酪農経営は引き続き厳しい状況にありますことから、道としては、今後とも、生産現場の声をしっかりと伺いながら、地域の特色を踏まえた取組に必要な予算の確保を国に求めるとともに、良質な自給飼料の生産拡大や牛乳・乳製品の輸出を含めた需要拡大など、生産と消費の両面から施策を展開し、酪農家の方々が意欲を持って営農できるよう取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 次に、人権施策について、各部審査でもいただきましたが、庁内各部での取組の温度差が施策推進の停滞を招いていると指摘せざるを得ません。

人権なくしてどのように地方創生、移住、定住を図るのか。今後は、例えば、ラピダスの誘致に当たり、人権意識の高い外国企業、外国人が関わってくる中、人権なくしてどのように関連施策を進めるのか。人権は、環境生活部だけの課題ではありません。全ての部局において、総合的にこの課題に向けた当事者意識を高めるためにどのように取り組むのか、伺います。

○鈴木知事 人権施策の取組についてであります。人権の尊重は、いつの時代においても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的な理念であると考えているところでございます。

道としては、庁内に設置した人権施策推進本部やその幹事会を通じて、人権施策の推進状況の確認や、国や他自治体の動きなどを含めた関連情報の共有のほか、人権施策に関する勉強会の開催に取り組んでおり、引き続き、推進本部の体制を活用し、庁内全体で人権配慮の意識を高めながら、道政のあらゆる分野で組織横断的な連携を図り、人権が尊重される地域社会づくりに着実に取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 今、地方創生とラピダスのことを例示しました。総合政策部と経済部に、推進本部長の知事から働きかけていただきたいと思っております。

次に、性的マイノリティーに関する諸課題について、昨年の第4回定例会で質問して以降、LGBT理解増進法の成立やパートナーシップ制度導入自治体の増加、そして、道議会での超党派でのダイバーシティ研究会の発足など、これらは社会情勢の変化を捉えたリーダーシップが発揮された姿だと思います。知事は、性的マイノリティーを取り巻く社会の前向きな変化をどのように捉えているのか、伺います。

そして、知事がリーダーシップを発揮して、パートナーシップ制度の導入がなぜ求められているのか確認するために、当事者の声を直接聞く機会を設けていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○鈴木知事 性的マイノリティーに関する取組等についてであります。本年6月のいわゆるLGBT理解増進法の成立を背景に、今後、国をはじめ、地方自治体や事業者などにおいて、性の多様性に寛容な社会の実現に向けた取組が一層進んでいくものと認識をしております。

道としては、様々な皆様から御意見を伺いながら施策を推進することが重要と考え、これまで、人権施策推進基本方針の見直しに当たっては、当事者を含む関係団体の方々に御参加いただいていたところでございます。

また、市町村などを対象とした理解促進セミナーや職員向け勉強会の開催においては、性的マ

イノリティーの方を講師に迎えるなど、当事者の方々の声をお聞きしながら各般の取組を進めてきたところであり、引き続き、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに向けて、理解と適切な配慮の輪が広がるよう取り組んでまいります。

○**淵上綾子委員** これは、どうしても再質問させていただきたいので、御容赦いただきたいのですけれども、道は、これまでも当事者を招いてLGBT理解促進セミナーなどを開催しています。こうした機会を捉えて、参加して話を聞いてみてはどうかと思いますが、所見を伺います。

○**鈴木知事** 性的マイノリティーに関する取組等についてであります。私としては、施策の推進に当たり、様々な方々から御意見をお伺いすることは重要と考え、道では、これまで、人権施策推進基本方針の見直しに当たり、当事者を含む関係団体の方々から御意見を伺うなど、当事者の方々と連携しながら取組を進めてきたところであり、引き続き、性的マイノリティーの方々への理解の促進に努め、適切な配慮につながるよう取り組んでまいります。

○**淵上綾子委員** 第2回定例会では、知事は、「道民の皆様の切実な声をお伺いし、思いを受け止め」と答弁されています。私たちの切実な声を聞いていただけないでしょうか。再度、伺います。

○**鈴木知事** 性的マイノリティーに関する取組等についてでございます。

引き続き、性的マイノリティーの方々への理解の促進に努め、適切な配慮につながるよう取り組んでまいります。

○**淵上綾子委員** 直接、当事者の話を聞いてよと、私は何度もお願いしているのですけれども、知事もいろいろお立場があるかと思いますが、困難を抱えている人や苦しんでいる人の声に耳を傾けるのは、政治家としての本来業務の重要な柱だと思うのですよ。話を聞くぐらいはあってもいいのじゃないでしょうか。再度、伺います。

○**鈴木知事** 性的マイノリティーに関する取組についてでございますが、引き続き、性的マイノリティーの方々への理解の促進に努め、適切な配慮につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**淵上綾子委員** 私たちと直接会って話すことは、そんなに優先度が低いことでしょうか。時間をつくることぐらいできるのじゃないですか。私たちは大変な困難を抱えていて、どうしてもこの思いを伝えなきゃいけないのです。だから、どうしても聞いてほしいのです。再度、伺います。

○**鈴木知事** 性的マイノリティーに関する取組についてでございますが、様々、議会におきましても御議論いただいているところでございますが、引き続き、性的マイノリティーの方々への理解の促進に努め、適切な配慮につながるよう取組を進めてまいります。

○**淵上綾子委員** 私たちと直接会って話すのがそんなに嫌ですか、伺います。

○**鈴木知事** 私としては、施策の推進に当たっては様々な方々から御意見を伺う、そういったことが重要であるというふうに考えています。

そういった考えの下で、人権施策推進基本方針の見直しに当たりましては、当事者を含む関係

団体の方々から御意見を伺うなど、取組を進めてきたところでございます。こういった取組を進めてきたところでありますが、引き続き、性的マイノリティーの方々への理解の促進に努め、適切な配慮につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○瀧上綾子委員 大変残念な答弁で、私は本当に悲しいです。どうしてそうなのですかね。どうして、私たちと直接会って話を聞く、そんな小さな願いだっただけかなえてもらえないのでしょうか。

次の質問に行きます。

先ほど申し上げた動きを背景に、あたかもトランス女性が女性の安全を脅かすというような、言わば性加害論が広がり、私たちは排除圧に苦しめられています。私たちは、これまで、トラブルを避けるという点から、周囲に配慮しながらトイレなどの女性用の施設を利用し、現に平穩に生活しており、無理な線引きは逆に混乱を招きます。本来取り締まるべきは性犯罪者であり、私たちを排除しても何の解決にもなりません。

女性の安心、安全とトランス女性が自認する性で生きることは対立するものではないと考えますが、知事の認識を伺います。

○鈴木知事 性的マイノリティーの方々へのバッシングについてであります。さきに成立したLGBT理解増進法に定める措置の実施等に当たっては、性的マイノリティーの方々への安心を含めて、性の多様性への理解促進に取り組んでいくことが重要と認識をしております。

道としては、今後、国が法に基づき策定する基本計画や運用指針などの動向を注視しながら、引き続き、開催する理解促進セミナーなどにおいて、当事者の方々抱える悩みや対応の事例をより多くの方々にお伝えすることなどにより、当事者の方々の思いにも寄り添いながら相互理解を深め、トランスジェンダーなど性的マイノリティーの方々を含む誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに努めてまいります。

○瀧上綾子委員 トランス女性をバッシングするヘイターの活動が広がっています。LGBT理解増進法で、心が女と言えれば男性が女湯に入れるというようなデマ情報が流されており、信じた人が悪用することにもなりかねません。不安をあおって支持を集めようとする団体も見受けられます。また、私の周りでも、久しぶりに友達から連絡が来たと思ったら、トランス女性排除の署名だったりします。また、若い世代は比較的理解があるかと思いきや、トイレなどで、トランス女性による犯罪についてどう思いますかと、誤った前提の下での質問をしばしば受けたり、話せば分かってくれる人もいますが、どんどんヘイターにのみ込まれています。この溝が早く埋まることを心より願っています。

次に、野生鳥獣被害対策について伺います。

札幌周辺を含め、広く全道においてヒグマの出没が頻発する中、先週、閣議決定された国の補正予算では、熊対策に7300万円が措置されたほか、一昨日、知事も北海道東北地方知事会として、国に財政支援等を求める緊急要望を実施したとのこと。道としてどのように対処しようとするのか、伺います。

また、道として春期管理捕獲などを強化するとのことですが、今後とも、道の役割も含め、具体的にどのようにヒグマ対策を進めていくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 ヒグマ対策についてであります。先日、人身事故が多発している秋田県などに私から呼びかけ、北海道東北地方知事会として、国に対し、地域の状況を伝え、熊類の指定管理鳥獣への指定や、国民への正しい知識の発信、人身事故防止に向けた出没抑制の支援など、緊急要望したところでございます。

道としては、先般、閣議決定された国の補正予算案におけるクマ緊急出没対応事業について、国が示している、人の生活圏に出没する問題個体の調査や捕獲手法の検討などの事業を、本道の実情を御理解いただき、本道で効果的に実施していただくよう積極的に働きかけてまいります。

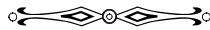
また、春期管理捕獲については、多くの市町村に来年2月からの春期管理捕獲に取り組んでいただけるよう、その目的を十分周知するとともに、捕獲従事者への報奨をはじめ、各種研修や資材購入経費など市町村が行う捕獲の取組を後押しするため、第4回定例会に向けて必要な支援策を早急に取りまとめてまいります。

私としては、こうした対策に取り組みながら、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画の充実に向け、捕獲目標の設定など個体数調整の在り方や、ゾーニング管理導入に向けた検討を行い、見直しを進めるなど、ヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○三好雅委員長 以上で渚上委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩



午後4時18分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 知事も体調が万全ではないように見受けられますので、まずは御自愛いただきますようお願い申し上げます。

それでは、初めに、江差高等看護学院についてであります。

学院で発生した学生の自死に関して、道の顧問弁護士が遺族側の弁護士に送付した回答書では、最終的な要因は確定されておらず、自死に直接結びついたとは言い切れないとしていることが、御遺族の代理人である弁護士の植松氏が報道機関に向けて公表した資料により明らかとなっております。

道は、パワハラと自殺の相当因果関係を含む報告書を受け入れ、御遺族に謝罪し、知事も会見で謝罪しているにもかかわらず、御遺族の置かれた状況やお気持ちへの配慮もない言葉を書面で返す行為は、御遺族に対して相当の精神的苦痛を与えるものであり、各部審査において答弁があった、引き続き、誠意を持って対応するとは真逆の対応であり、誠意のかけらも感じられないわ

けであります。

顧問弁護士の見解は道の見解となるわけではありますが、まず、知事は、この点をどう考えるのか、ハラスメントによる自死についての知事の考えと今後の対応について併せて伺います。

○三好雅委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 御遺族への対応などについてであります。今般、道立高等看護学院において教員によるハラスメント事案が発生をしたことは、教育機関としてあってはならないことと認識をしております。

道では、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書の内容を重く受け止め、御遺族に謝罪を行ったところでございます。

道の法的責任や賠償範囲などについては、現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであり、引き続き、遺族側の御意向などを伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応させていただきます。

○赤根広介委員 書面に対する知事の認識などは述べられなかったわけではありますが、今、知事が答弁で言われた、御遺族の御意向などを伺い、丁寧かつ誠意を持った対応とは、具体的にどのような対応を指すのか、伺います。

○鈴木知事 御遺族への対応などについてでございますが、道では、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書の内容を重く受け止め、御遺族に謝罪を行ったところでございます。

今後の対応でございますけれども、道の法的責任や賠償範囲などにつきましては、現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところでございます。引き続き、遺族側の御意向などを伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○赤根広介委員 そうしたお言葉とは裏腹の対応をされているから、こうして繰り返し聞かざるを得ないわけであります。

この第三者調査委員会の報告書は、概要版でさえ、表紙を含めて25ページであります。まずは、この報告書を知事御自身の目でしっかり確認をしているのか、伺います。

その上で、報告書の結論では、法的責任が生じるハラスメントと自死は相当因果関係は認められると記されているわけであります。この結論を知事はお認めになるのか、それとも何か反論はあるのか、見解を伺います。

○鈴木知事 まず、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書、こちらについては、私も読んだ上で、この調査書の内容を重く受け止めて、御遺族に謝罪を行ったものでございます。

そして、法的責任に係る賠償の範囲等につきましては、現在、双方の代理人弁護士を通じ、協議を行っているところでございますので、具体的内容については答弁を差し控えさせていただきますと思います。

○赤根広介委員 法的責任といっても、裁判ではなくて、あくまでこれは示談の交渉ですから、

そこには、あまり今の答弁の法的責任云々というのは関係なく、まず、それとは別で、この報告書に記された結論の部分、この部分を知事はお認めになったのかどうか、そのことを私はお伺いしていますので、再度、伺います。

○鈴木知事 道では、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書、この内容を受け止めて、御遺族に謝罪を行ったものでございます。

○赤根広介委員 ここは大事なポイントで、受け止めるのと認めるのとでは意味が全然違うのですよね。知事はこの結論を認めているのですか、再度、お答えください。

○鈴木知事 第三者調査委員会の調査書の内容につきまして重く受け止めて、謝罪を行ったところでございます。

○赤根広介委員 明確に答えていただけないので、認めたというふうに勝手に私のほうで解釈いたします。

次に、報告書の原因と責任の所在では、ハラスメントの積み重ねにより自死に至らしめたことについて帰責性も認められる、北海道が職責を果たしてこなかったことにも問題点が指摘できるとしているわけであります。この点は、前回の第三者調査委員会でも指摘されたとおりとあるわけであります。

この原因と責任の所在については、知事はお認めになりますか、それとも何か反論はありますか、お答えください。

○鈴木知事 第三者調査委員会の調査書についてでございますけれども、複数の教員によるハラスメント行為が確認をされ、自死との関連が認定されたことに加え、学院のふるい落とすような教育方針や、監督責任を有する道にも問題があるとされたところでございます。

学院の設置者であります道といたしましては、本調査結果、こちらを重く受け止めるとともに、御遺族に謝罪を行ったところでございます。

○赤根広介委員 今、結論と、そして、原因と責任の所在について重く受け止めるということで、反論はありますかという問いには反論はなかったので、認められたというふうな前提で質問いたしますけれども、道の顧問弁護士が遺族側の弁護士に送付した回答書の1には、最終的な要因は確定されておらず、自死に直接結びついたとは言い切れないと書かれていたことが、御遺族の代理人である弁護士が報道機関に向けて公表した資料により明らかとなった、これは先ほども述べたとおりであります。

この見解は、第三者調査委員会の結論や原因と責任の所在をまさに否定する内容と言えるわけでありますが、こうした顧問弁護士の見解は、すなわち、道の、そして知事の見解となるわけでありますが、なぜ回答書の1のような見解に至ったのか、伺います。

○鈴木知事 道の回答書の内容についてですが、法的責任に係る賠償の範囲等につきましては、現在、双方の代理人弁護士を通じ協議を行っているところでございます。具体的内容については、答弁を差し控えさせていただきます。

○赤根広介委員 知事がなぜこの回答書の1を認めたか、その経緯について知事自身の考えを聞

いているのです。再度、お答えください。

○鈴木知事 回答書の内容につきましては私も了解したものでありますけれども、法的責任に係る賠償の範囲等については、現在、双方の代理人弁護士を通じ協議を行っているところでございますので、具体的内容についての答弁は控えさせていただきます。

○赤根広介委員 私は、賠償の範囲の中身を聞いているのじゃなくて、この回答書の1にあるように、「最終的な要因は確定されておらず、ハラスメント行為が必然的に本件自死に直接結びついたとは言い切れないと考えております。」と、なぜ、知事が第三者調査委員会の結果を重く受け止めていたにもかかわらず、それと相反するような考えに至ったのか、このプロセスを聞いているのです。再度、お答えください。

○鈴木知事 それは、回答書の内容についてのお話であります。

法的責任に係る賠償の範囲等については、現在、双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところでございますので、答弁を控えさせていただきます。

○赤根広介委員 違う角度から聞きますが、一連のこの間の経過を踏まえれば、御遺族がこうした内容の回答書を見れば、そのお気持ちが深く傷つくことは容易に想像ができるはずですよ。

顧問弁護士とのやり取りの中で、知事はそうした認識をお持ちになることがなかったのですか、伺います。

○鈴木知事 これまで相手方の代理人弁護士との間でやり取りをさせていただきまして、現在に至っているところでございます。今後も、道の代理人弁護士を通じまして、誠意を持って対応してまいります。

○赤根広介委員 全然聞いていることと答えがずれています。

○三好雅委員長 理事者に申し上げますが、質問の趣旨に沿って的確かつ簡潔に答弁されるよう努力願いたいと思います。

○鈴木知事 御遺族への対応についてでございますけれども、まず、今般、道立高等看護学院において教員によるハラスメント事案が発生をしたことは、教育機関としてあってはならないことと認識をしております。

道では、自死との相当因果関係を含めた第三者調査委員会の調査書の内容を重く受け止めて、御遺族に謝罪を行ったところでございます。

道の法的責任や賠償範囲などにつきましては、現在、道と遺族側双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところでございます。引き続き、御遺族側の御意向などを伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応させていただく考えでございます。

○赤根広介委員 丁寧かつ誠意を持って対応するという言葉を、この数か月、繰り返し述べているわけでありませう。

もう一回だけ聞きますよ。

この回答書の1の文章、書面を見たときに、御遺族がその内容を見ればその気持ちが深く傷つくことを、知事は、この回答書を代理人弁護士が相手側の弁護士に渡すということを了承したと

きに、そうした気持ち、御遺族の気持ちのことまで想像しなかったのですか。そういう気持ちにすら至らなかったのですか。それを抜きに、誠意を持った丁寧な対応とは、私はとても言い難いと思いますよ。

その辺、再度、知事の認識を伺います。

○鈴木知事 道の回答書につきましては、御遺族側の代理人弁護士からの請求に回答するに当たりまして、回答書を作成の上で御回答したものでございます。

法的責任に係る賠償の範囲等につきましては、双方の代理人弁護士を通じて協議を行っていません。その内容については、答弁を控えたいと思います。（発言する者あり）

○三好雅委員長 質問者、質問するときは挙手をしてください。

質問者、どの点がというのを、もう一回、お聞きしたほうがいいのではないのでしょうか。

○赤根広介委員 この回答書を御遺族が見ればその気持ちが深く傷つくということを、この回答書を知事が認める段階で、そういうことに思いをはせることがなかったのですか。御遺族の気持ち、御遺族がそういう認識を持つかもしれない、そういうことを知事が考えなかったのですかということとをさっきから聞いているのです。中身の問題じゃないのです。知事の気持ちの問題を聞いているのです。

○鈴木知事 道の回答書につきましては、私も了解をしたものでございます。

法的責任に係る賠償の範囲等については、代理人弁護士を通じて協議を行っていませんので、その内容については控えたいと思います。

○赤根広介委員 全く御遺族の気持ちに思いをはせることもなく、この回答書を了解したということとで理解いたします。

そこで、そうとはいえ、知事の言う、御遺族の御意向などを伺い、丁寧かつ誠意を持った対応を、今後、本当に取るのであれば、まずは、この回答書の撤回と、回答書についての御遺族への謝罪、その上で、御遺族の了承を得られるのであれば、現在の顧問弁護士の任を解いていただき、別な顧問弁護士の下で示談交渉を行うべきと、少なくともこうした対応が誠意を持った対応と考えるわけではありますが、見解を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますが、これまで相手方の代理人弁護士との間でやり取りをさせていただいて現在に至っているものでございます。今後も、道の代理人弁護士を通じて誠意を持って対応してまいります。

○赤根広介委員 知事はそういうふう感じているかもしれませんが、少なくとも、私は、全く誠意も感じない対応だなというふうに思うわけであります。

この問題は、まさに、人権や命そのものの尊厳に対する知事の見識が問われているのだというふうに私は思うわけであります。道庁幹部の皆さんも、はっきり言って、知事の守り方を間違っていますよ。本当に間違っています。政治家・鈴木直道に深くきずがつきかねない、私はそういう大きな問題だと思っていますよ。

そういう意味におきましては、代理人弁護士——あくまで、これは、まだ裁判じゃなくて示

談の交渉ですから、やはり、最終的には道政のトップである知事が政治判断の下でこの示談を取りまとめる、そういう姿勢がまさに誠意ある対応だというふうに考えるわけでありますが、今後の対応について、再度、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 今後の対応については、相手方の代理人弁護士との間でやり取りをさせていただいて現在に至っているものでございますので、今後も、道の代理人弁護士を通じて誠意を持って対応してまいります。

○赤根広介委員 残念ながら、そのやり取りからは誠意が感じられない、御遺族が深く傷ついているから、御遺族の代理人弁護士も、本来、示談であればこういったものを明らかにするというのは非常にイレギュラーな対応だと思いますが、これぐらいのことをやらないと、公表しなければ、とてもじゃないけれども、道庁に太刀打ちできない、それぐらい追い込まれたから、こういう手段に出たのだと私は思っていますよ。その辺をもっと深く受け止めて、今後、まさに誠意ある対応をしっかり取っていただきたいということを強く求めておきます。

次に、障がい者施策についてであります。

昨年末から、障がい者保健福祉施設等をめぐる問題を受けて、道では、こうした施設等に対して虐待防止や入所者に対する支援が適切に行われるための指導や研修会を開催しておりますが、そもそも道の指導体制を強化する必要があると考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 障がい者施設等への指導についてであります。障がいのある方への虐待は重大な人権侵害として決してあってはならないものであり、振興局が行う実地指導において、施設における虐待防止委員会の開催や研修の実施状況などを確認するとともに、集団指導において、虐待防止に向けた指導の徹底を図っているほか、虐待が疑われる場合には、振興局及び虐待認定を行う市町村が共同して、障害者総合支援法に基づき、監査を実施しているところでございます。

道としては、今後も、こうした取組に加え、虐待の未然防止に向けて職員研修を実施し、指導監査の知識や資質の向上を図るなど、指導監査体制の強化を図り、知的障がい福祉協会など関係団体との意見交換を重ねながら、虐待防止のための実効性ある対策を進め、入所者の皆様が安心して施設を利用できるよう適切なサービスの確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、シグマスタッフによる委託料の過請求事案についてであります。

先ほど来、答弁があったわけでありますが、現地調査などを新たに行って牽制機能を高めていくというのは分かるわけでありますが、問題は、それらの実効性の確保をどう担保していくかです。

そうした意味におきましては、やはり、道のこうした調査の体制というものもしっかりと構築していく必要があると考えるわけでありますが、今後の対応について見解を伺います。

○鈴木知事 再発防止の取組についてであります。今後は、必要に応じ、契約期間中の関係書類の徴取や、抜き打ちを含めた現地調査を実施することにより、受託者への牽制機能をより働かせることに加え、現地調査の際に公的書類を活用した確認を行うなど、全庁においてこうした取組を徹底し、同様の事案が発生することがないように、委託業務の適正な執行に万全を期してまい

ります。

なお、シグマ社の事案発生後の現地調査については、電通北海道による事案を踏まえ、延べ40人ほどの体制で実施をしたところでございます。

○赤根広介委員 そうは言っても、この委託事業とは、道が実施すべき事業を委託者をお願いして実施をしてもらうわけでありまして。事業の実施をお願いしておきながら、一方で厳しくチェックするというのは無理があるというか限界がある、それが、この間こうした事案が多発している根本的な原因であると私は考えているわけでありまして。

そこで、委託事業の審査に当たっては、第三者的な立場でチェック体制を構築する必要があると思いますが、この点、見解を伺います。

○鈴木知事 再発防止の取組についてでございますが、今後は、必要に応じ、契約期間中の関係書類の徴取や、抜き打ちも含めた現地調査を実施することにより、受託者への牽制機能をより働かせることに加え、現地調査の際は公的書類を活用した確認を行うなど、全庁においてこうした取組を徹底し、同様の事案が発生することがないように、委託業務の適正な執行に万全を期してまいります。

○赤根広介委員 何ら有効的な具体策は示されないわけでありまして、昨日も総務部で議論しましたが、いわゆる高齢退職者、この方々は経験豊富なわけでありまして、ぜひ、今後、この第三者のチェック機能を働かせるという意味で、こうした方々を例えば退職者Gメンみたいな形でそういう調査に行かせるだとか、そういう役割というのも有効かなと私は思いますので、これは、一つ、提案として受け止めていただきたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策の関係であります。先ほどの答弁で、様々行っていくということは、一定程度、理解をいたしました。

残念ながら、一方でハンター不足というものが顕著なわけでありまして、北海道におきましても、市町村に鳥獣被害対策実施隊が非常勤の公務員として位置づけられ、条例で定める報酬や補償を受けることができるわけでありまして。

この実施隊は、今、168市町村で体制が整備されているというわけでありまして、ぜひ、いわゆるこの捕獲隊を有効に活用すべきと考えるわけでありまして、この点、見解を伺います。

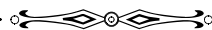
○三好雅委員長 理事者に申し上げます。

答弁準備に時間がかかるときは委員長に申し入れるようお願いいたします。

○鈴木知事 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○三好雅委員長 ただいま、理事者から、答弁準備のための時間の猶予をいただきたい旨の申出がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後5時5分休憩



午後5時7分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤根委員の質疑に対する答弁を求めます。

知事鈴木直道君。

○鈴木知事 ハンターの育成確保についてでございますが、鳥獣被害対策実施隊の活用等についてでございますけれども、今、指定管理鳥獣に鹿とイノシシが指定されていまして、先般、要望に行きまして、そこに熊を追加してくださいということで要望しました。それを受けて、大臣が速やかに検討、指示という状況になっていきますので、こういった動向も見ながら、ハンターの確保については、今後とも検討していきたいと考えております。

○三好雅委員長 赤根広介君。

○赤根広介委員 初めからそういうふうにお答えいただいて十分でありました。しっかり対応していただきたいと思います。環境生活部長、連携をよろしくお願いしますね。

次に、行財政運営についてであります。

来年度以降も収支不足が見込まれることに加え、金利上昇、人件費の増加など、懸念材料があることは各部審査でも議論いたしました。そうした中であって、基金の確保などを計画的に進めていかなければならないという極めて厳しい財政運営が求められるわけであります。

新たな収支対策の方向性を示すに当たり、知事の決意を伺います。

○鈴木知事 収支対策についてであります。道財政は、金利が上昇傾向にあることや人件費の増加などにより収支不足額が拡大する可能性がありますことから、現在、収支見通しの精査と併せて、必要な収支対策の検討を進めているところでございます。

一方、このような状況にあっても、物価高騰など直面する課題のほか、産業づくりなど、暮らしを守り、未来を創る取組にも適切に対応していくことが重要であると認識しています。

道としては、こうした観点に立ち、収支不足の縮小や実質公債費比率の改善、財政調整基金の確保など、財政健全化に向けた取組を引き続き計画的に進め、持続可能な財政構造の確立に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 この点については、引き続き議論していきたいというふうに思います。

最後の質問です。

ゼロゼロ融資については、北海道信用保証協会の代位弁済額が10月末現在で871件、86億7800万円にも上り、件数、金額ともに、前年を2割以上、上回っていることが各部審査で確認できました。

一方、民間調査会社の調査によりますと、事業者の1割が今後の返済に不安があると回答するなど、この融資が事業経営の重荷になってくることが想定されるわけでありましたが、この点について知事の受け止めを伺うとともに、今後、こうした状況に対して、知事としてどういった具体策を打っていくつもりなのか、最後に所見を伺い、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木知事 中小・小規模事業者の皆様の経営状況についてでございますが、エネルギーや原材料価格の高騰などの影響が長期化し、業績回復の遅れや、これに伴う収益の悪化による手元資金の

減少などにより、道内企業の倒産件数は前年と比較して増加傾向にあり、ゼロゼロ融資の返済も本格化する中、地域経済を支える中小・小規模事業者の皆様の経営状況は大変厳しいものと認識をしているところでございます。

中小・小規模事業者の皆様への支援についてであります。厳しい経営環境の中、中小・小規模事業者の皆様が、事業活動を継続し、経営を安定化するためには、資金繰りの改善と併せ、生産性や収益性の向上を図る取組が重要であると考えております。

このため、先週、経済対策推進本部を開催し、国の新たな総合経済対策における交付金の追加措置などを踏まえ、必要な対策の検討を加速するよう私から指示を行ったところであり、今後、エネルギーコストの低減や業務の効率化、人材確保など、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の皆様が直面する課題に対する取組への支援に努め、事業活動の継続を図り、本道経済の持続的な発展につなげてまいります。

○三好雅委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 私は、北海道立総合研究機構について、文化振興について、地方空港の活性化についての3点について、以下、知事に伺ってまいります。

まず、北海道立総合研究機構についてです。

今般、生成AIの登場など、科学技術が日々大きな進展を見せる中、私たちの暮らしをはじめ、社会や経済などはダイナミックな変貌を遂げており、これら時代の変化に迅速な対応が求められているものと考えております。

このような中、本道を代表する一大研究拠点である道総研につきまして、これまでの、農林水産業、工業、食品産業など、22の多様な試験研究機関を統合し、平成22年に設立されたところで

一言で言いますと、その目標は、未来に向けて夢のある北海道づくりに取り組むことであり、この理念に基づきまして、平成24年に、今後10年間における研究開発の方向性等の指針である「研究開発の基本構想」を策定しております。その後、社会経済情勢の変化などに対応するため、北海道総合計画等を踏まえながら、平成30年に本構想を改定し、総合力を発揮しながら研究開発に取り組み、道内産業の振興、道民生活の向上に寄与し、北海道の自立した地域社会の形成に貢献することを目標として定めているところと承知しております。

これまで、道総研は、幅広い分野での総合力を強みとし、研究開発に加え、他の研究機関、行政機関、企業等と連携協定等を締結し、共同研究や人材交流を実施することなどによって、着実に研究成果を生み出してきたものと考えております。しかしながら、今日、本道は、ラピダスなど半導体関連産業の振興をはじめ、様々な分野におけるGXの活用、ゼロカーボン北海道の推進など、大きな転換期を迎えております。道総研は、道の目指す北海道づくりに向け、社会のニーズに対応した研究開発を行い、道内産業の振興、道民生活の向上に寄与していく必要があると考

えております。

こうした情勢を踏まえまして、現在、北海道総合計画の見直しが検討されておりますが、道総研において、基本理念に基づき、自らの役割をより一層果たしていくことが求められております。そのために、例えば、基本構想の見直しを行うなど、時代に合った取組の方向性を示すことが必要ではないかというふうに考えます。

今後、道立の総合的な試験研究機関としてどのような取組を進めていくのか、まず、知事の所見を伺います。

○三好雅委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 道総研の取組についてであります。道総研は、道が示した中期目標に基づき、経営全般に係る中期計画を策定するとともに、特に、研究開発については、その将来像を主体的に考えていくことが重要との認識の下、おおむね10年間の目標を定めた「研究開発の基本構想」を策定し、道政の様々な重要課題に呼応した研究等に取り組んできたところでございます。

脱炭素化やデジタル技術の進展、食料安全保障の重要性の高まりなど、経済社会を取り巻く環境が大きく変化している中、道総研においては、1次産業や産業技術、環境、まちづくりなど幅広い分野をカバーした研究機関として、本道の将来を見据えた研究開発を行い、その成果を道民の皆様に還元することができるよう取り組んでいるところであり、道としても、道総研の研究開発機能の充実に向けた支援に努めてまいります。

○寺島信寿委員 次に、道総研との連携についてです。

道は、本道産業構造の転換、経済活性化の切り札として期待されている次世代半導体関連産業、ラピダスの本格操業に向けて、関係機関等と連携を強化し、様々な取組を加速させております。

また、北海道半導体関連産業振興ビジョンの骨子案の中で、複合拠点の実現とともに、食や観光、再生可能エネルギーなど、本道の強みである産業の振興と併せて、本道経済全体の成長に結びつけていくといった考え方が示されていたところであります。

このような中で、道総研は、まさに、これらの事業を加速させ、バックアップするために極めて大きな役割が期待されていると考えます。道総研との連携を強化し、取組を進めることが必要と考えます。知事はどのような所見をお持ちなのか、伺います。

○鈴木知事 道総研との連携についてであります。道では、ラピダス進出を契機に半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指すとともに、道内の投資や雇用、関係人口の拡大を好機と捉え、地域資源等を生かした取組を進めることで、地域の付加価値向上を図っていくこととしております。

道総研においても、オール北海道で組織する北海道半導体人材育成等推進協議会に参画しており、道としては、豊富な知識や技術はもとより、ものづくりや食、再生可能エネルギーなど、幅広い分野にわたる研究開発機能を集約した強みを持つ道総研との連携を一層密にし、人材の育成や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の研究体制についてです。

そもそも道総研が研究を進めるに当たっての組織体制を見ますと、研究職全体で736人、中でも30代、40代の若年研究者が少ないという現状があります。将来の道総研の発展、また持続可能性という意味におきましても、若年研究者にとって魅力あふれる研究機関としての体制の構築を目指されてはどうかと考えますけれども、所見を伺います。

○鈴木知事 道総研の体制づくりについてであります。道総研では、これまでも、学生等を対象とした業務説明会や若年研究者も多く参加する学会などを通じ、道総研の研究について情報発信するほか、研究職員の大学や研究機関等への派遣といったキャリア制度の充実を図るなど、研究機関としての魅力向上に努めてまいりました。

また、分野横断的な研究をさらに進めるため、複合領域分野の採用区分の設置や、研究内容の相乗効果を発揮するための関係機関の統合などに取り組んできたところでございます。

今後とも、道総研が若年研究者にとっても魅力ある総合的な研究機関として道民の皆様や経済界の期待に応えていくためには、長期的な視点に立ち、人材の確保や体制づくりを進める必要があります。道としてもしっかりと連携して取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 社会経済のニーズの変化のスピード感を考えると、それに対応する研究開発をしていくというのはすごく至難の業なのだと思います。一方で、半導体関連産業をどうやって全道域に展開するかとか、人口減少とか人手不足が進む経済の現場をどうやって変えるかということを考えますと、これは、研究開発が切り札になる可能性が非常に高いのだと思っております。そういうソリューションが出来上がったら、同じ課題を持っているほかの地域、道外、国外にも輸出が可能になると思いますし、そこから稼げる事業につながっていくのかなと思います。ぜひ、特許収入で稼いでもいただきたいですし、このことを基軸として、本道の経済において稼げるようなそういう流れをつくってほしいです。やっぱり、現実社会とつながった研究が成功すればするほど、恐らく、若い研究者もやりがいを感じて集まってくれると思いますので、そういった何か好循環が生まれるような研究機関となるように、取組をよろしく願います。

次に、文化振興についてです。

令和2年7月、北海道が長年要望しておりましたウポポイが開業し、また、北海道・北東北の縄文遺跡群が令和3年7月、世界遺産に登録されました。ウポポイについては、当初から、年間来場者100万人を目指すとしておりますが、その達成は難しい状況だと思います。一方、縄文世界遺産につきまして、今後の目指すべき方向や取組などについて、具体的に考えていかなければならないものと考えております。

そこで、これら北海道にある私たちが誇るべき文化施設について、一層、道民や観光者などに対して積極的に情報発信すべきではないかと考えます。そのための具体策の一つとして、例えば、現在、リニューアル中の道庁赤れんがをはじめ、多数の利用者がいる新千歳空港ターミナル、また改装中の札幌駅などといった重要な拠点に、これらのサテライト機能を持たせてはどうかと考えますけれども、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 文化施設に係る情報発信についてであります。道では、世界遺産登録を受けた縄文遺跡群をはじめ、アイヌ文化やウポポイなど本道が有する貴重な文化資源を生かし、国内外からより多くの皆様に訪れていただくため、それぞれの施設等の特色を生かしたイベントの実施に加え、多言語による各施設のホームページや、周遊コースや食など関連情報を含めたポータルサイトのほか、道内における文化施設の魅力を集約、発信する北海道デジタルミュージアムを活用した情報発信などに取り組んでまいりました。

道としては、国や市町村、北海道観光振興機構や関係団体とも連携を図りながら、駅や空港のほか、赤れんが庁舎など多くの皆様が訪れる拠点において、本道の独自性や多様性に富んだ自然、歴史、文化の価値や魅力のさらなる情報発信に努め、道民の皆様や来道される皆様が本道の文化資源に関心を持ち、道内各地を訪問いただけるよう取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 ぜひ、このサテライト機能を発揮して、新しい人により多く来てもらうということが進むことが大事です。今まで来ていない人たちに来てもらってレビューをもらうことが大事じゃないかなと思います。いろいろなことを言ってもらったら、こちらも進化していきますし、クオリティーが上がると思います。また、マーケティングはしっかり行っていただいて、大切な文化振興の推進をお願いしたいと思います。

最後に、地方空港の活性化についてです。

道内地方空港の活性化を図るためには、何といたっても、私の地元にあります旭川空港、函館空港、釧路空港などの地方空港における海外との定期便の就航に向け、道としても積極的に取り組む必要があるというふうに考えます。

定期便が増えるということは、地域では、どの国からどれぐらい来るか、どういう人が来るかということが読めるようになるので、当然、観光業、飲食業、地域交通を含めて準備することができます。例えば、一定程度の富裕層に来てもらえるとなりましたら、やっぱり、この地域にもっとラグジュアリーなホテルが必要だとなりますし、そうなれば設備投資も進めようということになります。そういう意味では、地域経済のビジョンが成り立つ話で、経済のインパクトも増えて将来像を描けるので、非常に重要だと思っています。

また、現場へ行ったら、最近、グランドハンドリングの人材確保がままならなくて、それが原因で誘致できないという話も結構伺ったりもします。非常に大切な課題で、海外との定期便の就航に向けた取組につきまして、今後、重点的にどのように取り組んでいかれようとしているのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 地方空港の活性化についてであります。道内の地方空港における国際線の就航は、海外との人的交流が全道に拡大することにより、地域振興や観光振興など、本道の活性化を図る上で重要な役割を果たすものと認識しております。

このため、道では、北海道エアポートや地元自治体などと連携して、本道に就航実績のある海外の航空会社に対して地方空港への就航を働きかけるとともに、海外の旅行会社への道内各地域のPRや、インフルエンサーを活用した海外旅行の魅力発信といった双方向の需要創出に向けた

取組のほか、空港業務を担う人材の確保について関係事業者の皆様との協議を進めてきたところでございます。

道としては、今後も、地域と一体となってこうした航空会社への働きかけや空港の受入れ環境整備などの取組を強化し、道内の地方空港における国際線の拡充に努めてまいります。

○寺島信寿委員 以上で終わります。

○三好雅委員長 以上で寺島委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、観光政策について伺います。

道と一体に行われている観光振興機構の負担金事業は、全てが公募型プロポーザル方式です。道が作成しております「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」を見ますと、プロポーザル契約とした理由を明記することになっています。ところが、機構における負担金事業にはこの記載がなく、道においても確認していなかったことが分科会審議で分かりました。

これまで、記録として残していなかったことを、知事は適切だとお考えでしょうか。

○三好雅委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 観光振興機構のプロポーザル契約に係る記録についてであります。観光プロモーションをはじめとする機構の負担金事業については、企画内容をより重視したいとの考えから、公募型プロポーザル方式を採用していると承知しております。

機構に対し、道の契約業務に関する取扱いを適用することにはならないものの、負担金事業については、道の予算を活用して実施することからも、プロポーザル契約とした理由の記載など、道の取扱いを参考にさせていただきよう、道として改めて必要な助言を行ってまいります。

○真下紀子委員 不備を改善していこうという方向だと思うのです。しかし、それだけじゃなくて、各負担金事業の意思決定過程の記録というのは、事業の透明性を図る上で作成すべきなのですから、これもないのですね。

観光振興監は、道の規則等に基づき適切に対応していくと答えましたが、知事はどのように改善していこうとしているのか、お聞きします。

○鈴木知事 意思決定過程の記録についてであります。道と機構は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見の交換を随時行っておりますが、機構からの予算要望をはじめ、負担金事業の立案や事業実施の方針等に影響を及ぼす打合せなどを含め、政策形成の意思決定過程に係る記録の作成や保管については、道の規則等に基づき適切に対応するよう、私から改めて指示をいたしました。

○真下紀子委員 それでは、契約の中身に入っていきます。

2022年度は、一者契約が5割に上っていて、2者以下では8割を超えています。2021年度はどうでしたか。

○鈴木知事 プロポーザルへの参加者数についてであります。2021年度の負担金事業に関し、

プロポーザルの公募に1者のみが参加した件数は、68件中29件で、4割強となっております。2者の参加を合わせますと、全体の約7割となっております。

○真下紀子委員 つまり、競争性もなく、最良の選択とはなり得ない状況が続いているということなのですね。予算上限額に対する契約額の比率が100%の契約は、2022年度は47.4%と、その高さが群を抜いておりました。

2021年度はどうか、また、知事はそれをどう受け止めるのか、お聞きします。

○鈴木知事 契約額についてであります。2021年度の負担金事業に関し、予算上限額と契約額が同額の事業の割合は48.5%となっております。

プロポーザル方式による契約は、企画内容を評価するなど、競争入札に適さない業務を対象とするものであり、発注する業務の内容によっては、契約額が同額となる場合もあると考えておりますが、今後、機構において課題等の有無も検証しながら、より効果的な対応が図られるよう、道として必要な助言を行ってまいります。

○真下紀子委員 参考までに、契約額の平均の比率は、2022年度は98%と5年前よりも高く、予算上限額が示されるとはいえ、談合が疑われる95%を大きく超えていました。

2021年度はどうだったのか、そして、これを知事はどう受け止められたのか、伺います。

○鈴木知事 契約額の比率についてであります。2021年度の負担金事業に関し、予算上限額に対する契約額の比率は99.7%となっております。

機構が実施するプロポーザル方式による委託契約については、道の取扱いも参考としながら、適正に行われていると報告を受けておりますが、今後、機構において、課題等の有無も検証しながら、より効果的な対応が図られるよう、道として必要な助言を行ってまいります。

○真下紀子委員 効率的執行が行われているとは言い難く、厳しい検証を求めます。

先ほどの道の取扱いでは、従来からプロポーザル方式の契約であっても、安易に踏襲することなく精査し、一般競争入札への移行の可否を検討することになっていきますけれども、検討したことはありますか。

○鈴木知事 プロポーザル方式の検証などについてであります。機構においては、観光プロモーションなどの負担金事業は、企画内容をより重視したいとの考えから、プロポーザル方式による契約を採用しているとの報告を受けております。

いずれにいたしましても、道の予算を活用する負担金事業については、道の取扱いも参考にしながら、機構として、競争入札への移行の可否を含め、契約方法の検討を行うなど、適切な助言を行ってまいります。

○真下紀子委員 知事、誤解していたら困るので申し上げますけれども、プロポーザル方式は、過度な価格競争とならないというだけで、予算の使い切りが前提じゃないのですよね。結果としてそうなったと知事は以前に答えておりましたけれども、積算する道が機構の要望どおりに予算編成していると言われても、否定できないのではないのでしょうか。今後、見直すべきではありませんか。

○鈴木知事 観光関連予算についてであります。道では、観光関連予算に関し、機構からの提案要望も参考としつつ、道として、事業の進捗状況や効果、課題などを把握するとともに、新たな観光ニーズなども踏まえ、予算編成の中で事業の精査を行っております。

いずれにいたしましても、負担金事業を実施する機構として、より効率的かつ効果的な事業の推進が図られるよう、契約業務を含め、道としてしっかりとサポートをしております。

○真下紀子委員 道は、行政であって、民間の機構とは違うわけです。行政としての役割を果たすように強く指摘しておきます。

道庁では、提案者の評価得点、随意契約の結果などの公表を義務づけている一方、機構の公表項目は、道の基準に及んでいません。一者契約がこれほど多く、平均契約率も高くなっていることから、道民への説明責任を果たす上でも、道基準での公表が望ましいと考えますが、お考えを伺います。

○鈴木知事 契約結果の公表についてであります。機構では、負担金事業について事業名や受託事業者の情報をホームページで公開しておりますが、今後、機構において、道の取扱いを参考としながら、より適切な公表がなされるよう、道として必要な助言を行ってまいります。

○真下紀子委員 道と同じ基準での公表を求めておきます。

観光振興機構は、道が導入を検討している観光振興税の執行者となり得るということです。しかし、現状においても、行政機関である道と同水準でコンプライアンスが求められているにもかかわらず、今回の質問で、そうはなっていないことが明らかとなりました。また、道と機構との関係で、緊張感を持ち、牽制機能のある指導、確認を行っているとは言い難い状況も明らかとなりました。

道の行政としての機能強化が求められるわけですがけれども、知事はどのように改めていくのか、お聞きします。

○鈴木知事 観光振興機構についてであります。道内で唯一の広域連携DMOである観光振興機構は、道と両輪となって本道観光の司令塔としての役割を担うことが期待されており、そのためにも、一層、適正で健全な業務の運営が求められます。

道としては、民間主体の組織である機構が公益法人として期待される役割を十分に発揮できるよう、その自主性を尊重しながら、一体となって取組を進めていくことが必要と考えており、負担金事業の執行をはじめ、より適切で効果的な業務の推進に向け、積極的に協力してまいります。

○真下紀子委員 それでは、次に、半導体産業誘致等について伺います。

各部審査で、ラピダス社誘致に係る道庁内の意思決定過程を示した公文書が作成されていなかったことを経済部が認めました。知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則第7条には、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該本庁等の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。」としております。

今回、この規則にある「軽微なもの」と判断したから、ラピダス社誘致に係る公文書を作成しなかったのか、それとも、経済部の瑕疵によって公文書を作成しなかったのか、お聞きします。

○鈴木知事 公文書についてであります。ラピダス社の誘致に当たっては、プレゼンの実施案などについて担当部が取りまとめた文書により説明がなされ、私としては、その場で了承し、トップセールスの実施を決定いたしました。部では、その文書をもって決定の記録として保管していたものであり、軽微なものとの考えから議事録を作成しなかったわけではないとの報告を受けております。

今後の記録の作成については、道の規則等に基づき、適切に対応するよう指示したところでございます。

○真下紀子委員 それでは、軽微なものではなく、大変重要な決定だったと思うのですが、公文書が作成されていなかったことを知事はどう受け止めたのですか。

○鈴木知事 公文書についてであります。経済部では、軽微なものとの考えから議事録を作成しなかったわけではなく、プレゼン実施案などについて取りまとめた文書をもって決定の記録として保管していたものとの報告を受けておりますが、記録の作成への認識について十分ではなかったことから、今後、道の規則等に基づき適切に対応するよう、私から改めて指示をしたところでございます。

○真下紀子委員 政策決定過程における公文書として記録し、後に検証するという事は、行政として当たり前のことなのですよ。それが道民や議会に対する説明責任を果たすということなのですから、この点が道庁においては非常に甘いと言わざるを得ないと思います。

各部審査で、ラピダス社誘致決定の妥当性を検証できる資料の提出を求めましたが、経済部は、道の情報公開条例に基づき、黒塗りの資料しか提出しませんでした。企業の内部管理事項に関する情報がなくとも、道庁の意思決定過程を公文書として残していくことは可能であって、なおかつ、現行規定の要請であります。

ラピダス社誘致に係る道庁の意思決定過程を今からでも公文書としてまとめていく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 公文書についてであります。ラピダス社へのトップセールスに関する道の意思決定過程に係る打合せ記録については、道の規則等に基づき作成するよう、私から改めて指示したところでございます。

○真下紀子委員 そうしますと、知事は、経済部の対応は公文書管理規則にのっとった対応とは言えないと、そうした規則にのっとった対応とは言えないと判断して、改めて作成を指示したということよろしいのでしょうか。

○鈴木知事 公文書についてであります。今後の記録の作成については、道の規則等に基づき適切に対応するよう指示をしたところでございます。

○真下紀子委員 つまり、規則にのっとった対応ではなかったから改めて指示をしたということだと思いませんか。

このたびの公文書の未作成は、道民共有の財産として記録すべき公文書の存在意義を軽んじていたがゆえに起こったと言わざるを得ません。これまで、公文書管理規則にのっとっていない行為があった際は、全庁に再発防止のための文書を発出していたわけですが、今回も同様の再発防止措置を取るのでしょうか。

○鈴木知事 公文書の作成についてであります。まず、公文書の管理に関する規則や文書管理規程等の関係規定に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

そして、その文書の適切な作成につきましては、改めて職員に周知していきたいと考えています。

○真下紀子委員 各部審査で、道は、道内半導体関連企業の実態について、大手半導体メーカーなどの製造拠点が立地し、工場の増設等の動きがあると答弁して、非常に耳当たりよく聞こえたわけです。

一方、時事通信社の関連団体である一般社団法人内外情勢調査会において、ラピダス社の東哲郎会長は、講演で、重要な部分は国防の領域である、そういう半導体を我々はまずアメリカの客に届けなければならないと発言をしました。知事は、この発言を御存じでしょうか。

道内半導体関連企業にも、軍事防衛にも転用される半導体製造に加担させることになる可能性を知事は認識をしておられたのか、伺います。

○鈴木知事 半導体の用途についてであります。内外情勢調査会が主催する全国懇談会における東会長の講演があったことについては報道で承知をしておりますが、発言の内容の詳細につきましては把握をしております。

半導体は「産業のコメ」と言われ、あらゆる電子機器に必要とされる基幹部品であると認識をしております。ラピダス社が製造を目指す次世代半導体については、量子、AIなどを含む様々な分野でイノベーションをもたらし、我が国のカーボンニュートラル、さらには、経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であると承知をしております。

○真下紀子委員 ラピダス社は、説明会で安全保障を視野に入れていと表明していましたが、経営トップが、これほど赤裸々に米軍や軍需産業への納品の可能性を示唆したことはありませんでした。

知事は、半導体はありとあらゆる電子機器の基幹部品だとお答えになったわけですが、軍需産業への提供があり得るといふ説明を道民に対して一度でもしたのでしょうか。

○鈴木知事 半導体の用途についてであります。ラピダス社が製造を目指す次世代半導体は、量子、AIなどを含む様々な分野でイノベーションをもたらし、我が国のカーボンニュートラル、さらには、経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であり、こうした半導体の人々の豊かな暮らしや産業の発展に寄与することを期待しております。

また、次世代半導体の製造拠点のプロジェクトの成功に向けては、より多くの道民の皆様を理解を深めていただき、共感を得ることが重要であり、今後も、事業の進捗に応じ、様々な機会を捉え、このプロジェクトの意義や半導体産業の現状、将来展望などについて、道民の皆様への丁

寧な説明に努めてまいります。

○真下紀子委員 そうしますと、知事は、ゼロカーボンに資すると言って基金から税金を投入したわけですが、今回、軍需産業への供給ということになれば、全くこの理由が成り立たなくなるわけですが、どうお考えですか。

○鈴木知事 道民への説明についてであります。次世代半導体の製造拠点のプロジェクトの成功に向けては、より多くの道民の皆様に理解を深めていただき、共感を得ることが重要と認識しております。

今後、様々な機会を捉え、このプロジェクトの意義や、本道における半導体産業の現状、将来展望などについて、道民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

○真下紀子委員 時間がないので最後の質問にしたいと思うのですが、鈴木先生、鈴木先生と、どうしてそう呼ぶか、分かりますか。

鈴木知事は、11月18日放送の「世界一受けたい授業」の先生として登場されることになっていて、11日に収録は終わっていますよね。何か、カニカニスタイルをにこにこしてやっていたけれども、道民への説明も果たさず、北海道の半導体関連企業や学生などの人材に兵器製造の一端を担わせ、米国の軍需産業への納品につながりかねない事態を黙認して、鈴木先生は、推進するというお考えなのかどうか、ここのところをはっきりさせていただきながら、私の質問を終わります。

○鈴木知事 半導体の用途についてであります。ラピダス社が製造を目指す次世代半導体は、様々な分野でイノベーションをもたらし、我が国のカーボンニュートラルや経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であると認識しております。人々の豊かな暮らしや産業の発展に寄与することを期待しているところであります。

○三好雅委員長 以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

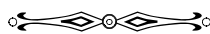
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時56分休憩



午後5時59分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

ただいまの理事会において、本委員会に付託されました報告第1号ないし第6号に対する意見調整を図ってまいりましたが、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、意見の一致を見るに至らなかった次第であります。

なお、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることで意見の一致を見た次第でありますので、御報告いたします。

1. 討 論

○三好雅委員長 これより討論を行います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

真下紀子君。

○真下紀子委員 私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、報告第1号、第2号及び第5号に対し、不認定の立場から討論を行います。

報告第1号令和4年度——2022年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件についてです。

決算に不認定とする理由の第1は、道民生活を守る取組が不十分であることです。

昨年から、物価、燃料の高騰が続き、コロナ禍の長期化の影響もあり、道民生活は大きな影響を強いられました。道は、福祉灯油の拡充など、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策に取り組んできた一方、広範な道民を対象にした直接的支援は乏しく、十分な対策が打ち出せたとはいえず、道の一般財源措置がほとんど行われなかったことも問題です。

事業執行の見直しを行い、財源の捻出をさらに行うべきであったと強く指摘します。

第2の理由は、新エネ普及・拡大の取組が不十分であることです。

企業局から拠出を受けて実施する新エネルギー導入加速化基金は、昨年度までの6年間で約58億8387万円が執行されました。基金を活用して実施したエネルギー地産地消スタートアップ支援事業は、延べ114市町村での利用がありましたが、コーディネート支援から導入につながった事例は1例のみであり、道としての取組は極めて不十分と言わざるを得ません。

理由の第3は、観光振興予算の執行が不明瞭であることです。

道の観光振興予算は、その多くが観光振興機構の委託事業として実施されていますが、観光振興機構の負担事業における昨年度の委託契約件数は、78件全てがプロポーザル方式で行われており、うち1者のみの契約は39件と5割を超え、100%入札は47.4%であることが明らかになりました。観光振興機構に、事実上、丸投げの状態であることは、これまでの議会議論でも指摘してきましたが、契約の在り方とともに、道と機構との関係においても早期に是正を行わなければなりません。

また、政策決定過程における公文書が存在していないなどの問題も明らかになりました。到底、明瞭な執行状況とは言えません。

理由の第4は、半導体企業誘致の説明責任が果たされていないことです。

ラピダス社誘致のための支出として、知事トップセールスの出張費用を含む約58万円を計上し

ました。しかし、ラピダス社の社長に知事自らプレゼンするという初めての試みを行うに当たって、道庁における意思決定過程を記した公文書を作成していなかったことが明らかになりました。公文書がなければ、道としての説明責任を果たせず、事業そのものの意義が成り立ちません。

本委員会の知事総括質疑において、ラピダス社が製造する次世代半導体が軍事防衛産業に利用される可能性があることを知事は否定しませんでした。ゼロカーボン基金を活用してゼロカーボンに資するとしたこれまでの説明に全く相反します。戦争は最大の地球環境破壊であり、ゼロカーボンと両立するものではなく、道民への説明を全く欠いた事業の執行は到底認められません。

よって、報告第1号は不認定とすべきです。

次に、報告第2号令和4年度——2022年度北海道公共下水道事業会計決算に関する件です。

昨年度実績では、有収水量が前年度比22.9%増と大幅な増加を見せているものの、これは収入には反映されず、経営改善に向けて返済の取組を一層強化する必要があります。

また、これまでも指摘をしてきましたが、一般会計からの長期借入金の未返済額は約132億円にも上り、返済開始のめども立っておらず、認定できる内容ではありません。

報告第2号は不認定とします。

最後に、報告第5号令和4年度——2022年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件です。

昨年度、バイオマス発電事業の誘致などにより、契約水量に目標を上回る伸びは見られるものの、元の目標が低いこともあり、根本的な経営改善に至っていません。目標は引き上げるべきです。

また、令和7年度で営業運転における一般会計からの借入れは不要になると答弁がありました。42億9200万円に上っている借入金の返済計画は今も立てられておりません。このような状況で道民の理解は到底得られるものではありません。

よって、報告第5号は不認定です。

以上で反対討論を終わります。

○三好雅委員長 以上で申出の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、報告第1号、第2号及び第5号を問題といたします。

これより採決をいたします。

この採決は起立によります。

報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三好雅委員長 起立多数であります。

よって、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決と決定いたしました。

た。

次に、報告第3号、第4号及び第6号を問題といたします。

お諮りいたします。

報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○三好雅委員長 本委員会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本委員会は、9月27日に設置以来、各位の御精励によりまして、本日、付託議案を全て議了することができました。

この間、平出副委員長をはじめ、委員各位におきましては、委員会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後6時8分閉会